

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

I. S D G s （持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

1. 大阪府における S D G s の推進

（1）大阪府においては「大阪 S D G s 行動憲章」の制定や「私の S D G s 宣言プロジェクト」などが行われていますが、大阪府が主体となる取り組みをより強化、発信するとともに、多くの府民参加にむけた働きかけを強めること。また、S D G s の中で最も重要な目標のひとつである「目標 1：貧困をなくそう」を重要項目として位置付け、子どもやひとり親家庭の母親など様々な貧困の削減に向けて具体的な目標を設定し、着実に取り組むこと

（回答）

【政策企画部：一重下線部について回答】

SDGs の推進にあたっては、「誰一人取り残さない」という国際合意の視点を重視しながら、府や市町村、府民、企業などあらゆるステークホルダーが自律的に取り組むことに大きな意味があると考えています。

こうした観点から、より多くの方に SDGs を知っていただき、具体的行動につなげていただくため「大阪 SDGs 行動憲章」（令和 3 年 1 月）を策定し、府民や府内の企業・団体等が自ら行う SDGs の取組を宣言する「私の SDGs 宣言プロジェクト」（令和 3 年 2 月）を行っており、「ゴール 1：貧困」に関する取組みも数多く宣言いただいています。

また、大阪・関西万博に向けてオール大阪で新たな取組みの創出をめざす「Osaka SDGs ビジョン」（令和 2 年 3 月）において、重点的に取り組む「ゴール 3：健康と福祉」に関連するゴールの一つとして「ゴール 1：貧困」を位置付けました。引き続き、健康や福祉、農業、環境、エネルギー、人権、ジェンダーなど、17 の SDGs 全てを俯瞰しながら、取組みを進めてまいります。

【福祉部：二重下線部について回答】

府では、「第 2 次大阪府子どもの貧困対策計画（R2～R6 年度）」に基づき、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進してきました。令和 7 年 3 月策定予定の「第 3 次大阪府子どもの貧困対策計画（R7～R11 年度）」では、これまでの取組状況や子どもの生活実態調査（R5 年度）の結果等を踏まえ、支援につなぐ人材の定着やノウハウの蓄積等に資する取組を行う市町村を支援し、他の市町村にも好事例を展開していきます。

また、子どもの貧困緊急対策事業費補助金等による市町村の取組に対する支援や子ども

輝く未来基金を活用した子ども食堂等における学習教材の購入支援等、府立母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭等への就業や生活相談等も、引き続き取り組んでまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 企画室 連携課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

I. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

1. 大阪府における S D G s の推進

（２）政府が S D G s 実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、大阪府においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかるよう、具体的施策を引き続き展開すること（数値目標がある項目は進捗状況をお示しされたし）。

（回答）

【府民文化部】

大阪府では、（公財）大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、OFIX が開設する「大阪府外国人情報コーナー」において、大阪で暮らす外国人に生活関連情報の提供や相談に多言語で応じています。

【健康医療部】

本府では、医療法第 6 条の 2 第 3 項の趣旨に基づき、府民の皆様により適切な医療機関を受診いただくために、医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所）に関する情報を日本語のほか、外国語（英語・中国語・韓国語）で検索できる「医療情報ネット」をインターネット上で運用しています。

また、府内に滞在する外国人が不慮のけがや病気になった際に、医療機関でスムーズに受診できるよう、外国人医療体制の整備に取り組んでおり、外国人患者受入れの中心的な役割を担う拠点医療機関（6 医療機関）及び 2 次医療圏ごとに身近な地域において受入れを行う地域拠点医療機関（28 医療機関）を含む 130 医療機関が「外国人患者受入れ医療機関」として外国人患者の受入れを行っています。

加えて、外国人患者と医療機関等との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語遠隔医療通訳サービスの設置や外国人向け医療情報サイト「おおさかメディカルネット for Foreigners」を通じた情報提供を行っています。

今後とも、外国人・外国にルーツを持つ人々の保健医療サービスへのアクセス向上に努めてまいります。

【都市整備部】

道路や公共交通は、府民はもとより国内外の人たちの暮らしを支える重要な交通インフラであり、大阪府では、道路・鉄道ネットワークの整備や案内表示の充実などに取り組んでいます。

具体的には、鉄道事業者が行う駅構内の多言語案内モニターや経路床面案内表示などの整備支援や、道路案内標識の統一した英語表記への改善に取り組むなど、すべての人々が容易に利用できる交通インフラの整備に向けた取組を進めているところです。

【教育庁】

大阪府教育庁としましては、「人権教育基本方針」において、「府民一人一人が主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。」としており、在日外国人を含むすべての人々の人権が尊重される豊かな社会生活を送るために取組みを進めることとしております。

また、「人権教育推進プラン」で「全ての人が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きい。このため、全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。」としており、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、教育の機会均等の実現を図ることの大切さを認識しております。

(人権教育企画課)

府立高等学校には、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」「海外から帰国した生徒の入学者選抜」及び「入試における特別な配慮」などにより、多くの日本語指導が必要な帰国・渡日の生徒（以下「生徒」という。）が在籍していますが、言葉の壁、生活習慣や文化の違いなどから授業の内容が理解できないなど学習をはじめとする学校生活全般において課題が生じている場合があります。

これらに対して、状況に応じて教員の加配及び非常勤講師時間数を配当しています。また、希望があった学校へ母語を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、学習の指導補助や学校生活のサポートを実施しています。

今後も日本語指導をはじめとする修学支援の充実に向けて取組みを進めてまいります。

(高等学校課)

小中学校課では、日本語指導が必要な児童生徒が多言語化かつ少数散在化する現状をふ

まえ、当該児童生徒がオンラインで日本語指導を受けることができる体制として、府の日本語指導員による指導を行い、当該児童生徒の日本語能力の向上を支援しているところです。さらに、府域に7名の外国人児童生徒支援員を配置し、児童生徒の生活面・学習面の支援に加え、保護者支援も行うなど、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようサポートしております。

また、府域の夜間中学においても、外国にルーツを持つ生徒が多く学んでおり、日本語指導支援員を配置して、学習の支援を充実させているところです。

(小中学校課)

【商工労働部】

労働相談センターでは、府内で働く外国人のための労働相談事業の充実を図る観点から、公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）と連携して、通訳による労働相談を実施しております。（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語の12言語に対応。）

また、令和5年10月からは、新たにチャットボットや多言語ホームページ（5言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）の運用により、24時間対応可能な労働相談体制を整備しております。

あわせて、法に定められた労働者の権利にかかる様々な制度など、外国人労働者が安心して働くために知ってほしいことをわかりやすく解説した啓発冊子をやさしい日本語を含む12言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語、やさしい日本語）で作成しています。

啓発冊子の配布、ホームページへの掲載を通じ、労働関係法令等のさらなる周知・啓発を行ってまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

都市整備部 道路室 道路環境課

教育庁 人権教育企画課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

2. 大阪府による協同組合支援の強化

（1）国連は2023年11月、2025年を「国際協同組合年」とすることを宣言した。この中で国連は、協同組合の取り組みをさらに広げ進めるため、また、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高めるために、国連、各国政府、協同組合が、この機会を活用することを求めており、これをふまえて、大阪府は所管する協同組合との積極的な対話を進めること。

（回答）

【府民文化部】

消費生活協同組合は、国際協同組合同盟の採択した協同組合原則に基づき運営されており、SDGsの実現に向けて様々な取組をされています。

消費生活協同組合が消費者のくらしの中でSDGsを実現していくためには、各消費生活協同組合が組合員等さまざまな主体と協働しながら取り組んでいくことが重要です。

このため、府としては、各消費生活協同組合がSDGsを実現していけるよう、消費生活協同組合法に基づく指導・検査等の機会を通じて、意見交換等を行ってまいります。

【環境農林水産部：農業協同組合】

J Aグループでは、2025年の国際協同組合年をきっかけに、食・農・地域を支えるJ Aグループの役割や存在意義、協同組合の社会への貢献などについて、グループ一体となって効果的な情報発信を行っています。また、S D G s等の社会的課題への取り組みを連携して進めることを目的として、大阪府内の協同組合と大阪府域の非営利団体9団体で構成、設置された「O c o N o M i おおさか」にJ Aグループも参画し、毎年取り組みが広がり相互の関係性が深化しています。

府としては、J Aが自ら掲げる自己改革の実践についての進捗状況を積極的に把握し、農業協同組合法に基づく検査・指導等を通して必要な指導・助言等を行うことにより、J Aの自主的な取組をさらに促してまいります。

【環境農林水産部：漁業協同組合】

国連では2025年を国際協同組合年と定め、その決議においてすべての加盟国に対し、「協同組合を振興促進し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として、「国際協同組合年」を活用することを促す。」としたうえで、協同組合の人間らしい雇用の創出、貧困と飢餓の解消、教育、社会的保護、金融包摂、手頃な価格の住宅、包摂的な社会の構築などへの貢献を支援することを求めています。

府としては、漁業協同組合がこれまでの取組みを継続できるよう、引き続き、様々な機会を捉え必要な対話を進めてまいります。

【環境農林水産部：森林組合】

森林組合は、森林整備、木材販売、木材加工、建築等の各種事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする協同組合です。

こうした森林組合の事業は、地域の森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大や持続的な森林経営に最大限の配慮をするなかで行われていることから、「陸上の豊かさ」をはじめ、SDGsの実現に資する事業活動とリンクする部分が多く、持続可能な社会の形成の実現に向けて貢献しています。

また、大阪府森林組合では年2回の、機関誌の発刊・配布により、組合員をはじめとした地域の森林・林業関係者へ活動状況や事業計画を定期的に発出しており、既に自ら、森林組合が行っている社会や経済の発展への貢献を広く周知しています。

さらに、大阪府と大阪府森林組合で大阪の今後の森林・林業に係る事業調整会議等により、日ごろより対話に努めており、今後も継続して大阪府森林組合との積極的な対話に取り組んでまいります。

【商工労働部】

大阪府の所管する労働者協同組合は、現在4団体あり、設立届出時や毎事業年度の事業報告時などに情報交換等を行っているところです

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

環境農林水産部 流通対策室 市場・検査指導課

環境農林水産部 水産課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

2. 大阪府による協同組合支援の強化

（2）人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、大阪府においても協同組合の支援をより一層強化するよう要請します。さらに大阪府は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を引き続き強化するよう要請します。

（回答）

【府民文化部】

消費生活協同組合は、供給、福祉・医療、共済といった事業のほか、食料・環境問題など様々な社会問題における SDGs の実現に向けて積極的に取り組まれています。

消費生活協同組合がこのように消費者のくらし全般にわたって貢献していくためには、組合員の意思がその運営に適切に反映され、組合員のニーズを踏まえた事業活動が円滑に行われることが重要です。

このため、府としては、各消費生活協同組合が法令に基づき適正に運営され、事業の健全性が確保されるよう、研修への協力や消費生活協同組合法に基づく指導・検査等を通して、必要な支援を行ってまいります。

【環境農林水産部：農業協同組合】

2016 年 4 月に改正施行された農業協同組合法（以下「農協法」という。）では、農業協同組合の事業運営原則として「農業協同組合は、組合員の農業所得の増大に最大限配慮し、的確な事業の実施により収益を上げて、組合員への還元と将来投資に充当する」旨、定められています。

府内 14 の総合農協（以下「JA」という。）では、農協法の趣旨を踏まえ、組合員との対話を深めつつ、農業者本位の視点に立って、農作物の販売量や販売価格を高める取組や資材価格を引き下げる取組などの自己改革を進めています。

また、JAグループでは、2020 年 5 月に S D G s への取組の基本的考え方を整理した取組方針を制定し、各 JA では同方針を踏まえ、自己改革の一環として地域の状況に応じた独自の S D G s の目標達成に向けた取組を進めています。

府としては、農協法に基づく検査・指導等を通して、JA の自己改革の実践についての

進捗状況を把握し、必要な指導・助言等を行うことにより、引き続き自主的な取組を促してまいります。

【環境農林水産部：漁業協同組合】

漁業協同組合は、漁民や水産加工業者の経済的、社会的地位の向上と水産業の発展を図ることを目的に、水産業協同組合法に基づき設立されています。漁業協同組合では、この目的を果たすべく、組合員のために購買事業や販売事業のほか、SDGsの目標の一つである「海の豊かさを守ろう」の実現に向け、水産資源の保護や環境保全等に取り組まれています。

府としては、漁業協同組合が本来の使命を果たせるよう、研修や常例検査等の機会を通じて、引き続き必要な指導や支援を行ってまいります。

【環境農林水産部：森林組合】

森林組合は、森林整備、木材販売、木材加工、建築等の各種事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする協同組合です。

森林組合が組合員をはじめとする森林・林業に携わる人々の暮らし全般にわたって貢献していくためには、組合員や森林所有者の意志が、地域の森林環境を踏まえて、その運営に適切に反映され、組合員のニーズを汲み取った事業活動が円滑に行われることが重要なことから森林組合法に基づく指導・検査等を通して、必要な支援を行っております。

また、府では国の補助事業を活用した森林整備の支援や、林業労働力の確保・雇用安定、労働災害防止の促進に対する支援を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

【商工労働部】

労働者協同組合の普及、制度活用の機運醸成のため、労働者協同組合法制定の趣旨や協同労働についての解説、先進事例の紹介等を行うセミナーを開催するとともに、労働者協同組合の設立届出等に関する相談窓口を開設しています。

また、令和5年度からは設立の意志を有しつつも、設立方法が分からない方に対し、専門家の個別相談による具体的な設立支援を行っています。

引き続き国や関係機関と連携しながら、労働者協同組合の普及に向けた周知及び支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

環境農林水産部 流通対策室 市場・検査指導課

環境農林水産部 水産課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

I. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援
 3. 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発
 大阪府として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を積極的に周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のため主体的に研修会等の開催を要請する。

（回答）

【府民文化部】

大阪府所管の各消費生活協同組合の組合員の合計人数は、大阪府内の全世帯数を上回っており、既に多くの府民が消費生活協同組合の事業を利用し、または、活動に参加されています。

各消費生活協同組合では、それぞれの理念と方針に基づき組合員の輪の拡大に取り組まれているほか、既に組合員である方に対しては、すべての消費生活協同組合が定款において「組合事業に関する知識の向上を図る事業」を事業内容として規定し、各消費生活協同組合の状況に応じて研修等を実施されています。

こうした現状を踏まえ、地域住民を対象とした研修会等を府が実施するのではなく、各消費生活協同組合が実施する研修等を府でも把握することなどにより、研修等を確実に実施するよう促し、ひいては多くの府民に消費生活協同組合に対する理解が深まるよう引き続き連携等に努めてまいります。

【環境農林水産部：農業協同組合】

府内 14 の総合農協（以下「JA」という。）では自己改革の取組状況等について、組合員の総(代)会での報告はもとより、ホームページや機関誌に掲載し、広く広報を行っています。

府としては、府のホームページでJAの概要等を紹介するとともに、JAのホームページのリンクを貼り、紹介しています。

また、JAの役職員の研修については、各JAの個別研修に加え、大阪府農業協同組合中央会をはじめとするJA系統機関がJAの役職員向け研修会等を実施しています。

府としては、近畿農政局からの委託を受けて、大阪府農業協同組合中央会との共催でJAの職員を対象とした階層別人権研修や、土地改良区や森林組合、漁業協同組合等の役職員を対象とした人権研修を実施しています。今後とも農林水産関係団体の役職員の人権意

識の高揚を促すことにより、SDGsの目標達成に寄与することができるよう、努めてまいります。

【環境農林水産部：漁業協同組合】

漁業協同組合は、漁民や水産加工業を営む組合員に直接奉仕することを目的に設立され、その目的に沿って、漁業活動に必要な物資の供給、漁獲物の販売のほか、組合員が漁業活動を行うにあたって必要となる各種事務手続きのサポート等を行っています。

府としては、漁業協同組合がその目的を果たせるよう、研修や常例検査等の機会を通じて、引き続き必要な指導や支援を行ってまいります。

【環境農林水産部：森林組合】

大阪府森林組合は、全国で最初の一府一森林組合であり都市圏を囲むように北から南まで広がる府内森林の全域で森林整備・保全等の事業に取り組んでいることから、組合員を含む地域の森林所有者との連携が図られています。

また、大阪府森林組合では年2回の、機関誌の発刊・配布により、組合員をはじめとした地域の森林・林業関係者へ活動状況や事業計画といった組合情報を定期的に発出しており、既に自ら、森林組合が府内の森林・林業において重要な役割を担っていることを周知しています。

さらに、大阪府森林・木材広報誌「山」を活用し、森林組合員をはじめ広く関係者に配布しているほか、大阪府と大阪府森林組合で大阪の今後の森林・林業に係る事業調整会議等により、日ごろより情報・意見交換に努めており、今後も継続して大阪府森林組合の育成、発展に取り組んでまいります。

【商工労働部】

大阪府では、令和6年度に労働者協同組合法の趣旨の解説や先進的な取組事例を紹介する内容のセミナーを、府民がより身近な場所に参加することができるよう、市町村と共催で府内各地域において計7回開催しました。

今後も、国や関係機関とも連携しながら、労働者協同組合の普及に向けた周知及び支援を行ってまいります。

(回答部局課名)

府民文化部男女参画・府民協働課

環境農林水産部 流通対策室 市場・検査指導課

環境農林水産部 水産課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

I. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

4. 大阪府における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援
 2022年10月施行の労働者協同組合法について、その目的である「多様な就労機会の開発」、
 「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を具体的
 な施策に落とし込んで推進するよう要請する。さらに大阪府として労働者協同組合の普
 及、啓発はもとより、府域各自治体での設置を支援する具体的施策の検討を要請する

（回答）

【商工労働部】

大阪府では、令和6年度に市町村雇用・労働主管課長会議を開催し、府内市町村に対し、
 地域課題の解決に資する施策の立案時に、労働者協同組合の活用について要請しています。

今後も、地域労働ネットワーク推進会議等の場を通じ、府内市町村へ働きかけてまいり
 ます。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

I. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

5. 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との共同関係の充実

大阪府は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係や連携の在り方について、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、連携の目的や連携する際の基準（公正労働基準など）を明確にした上で対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成するよう要請する。

そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させるよう要請する。

（回答）

【府民文化部：一重下線部について回答】

いただいた要望の趣旨を踏まえ、NPOの自立性を高め、より自主的な活動を促進するために策定している大阪府府民協働促進指針について説明します。

本指針に基づく地域の絆を活かした共助の活動が、課題を抱える人々を下支えすることで支える側に回り、その能力を社会で発揮し助け合える、共助社会の実現をめざしていきます。

本指針は、NPO法人やボランティアに加えて、地域における様々な担い手が連携・協力しあって地域課題の解決に取り組む重要性を示しており、本府においては、本指針に基づき、全庁を挙げて、府民協働に引き続き取り組んでまいります。

【財務部：指定管理者制度について】

本府においては、公の施設の管理運営について、多様な民間事業者やNPO法人等のノウハウを活用し、費用対効果の向上を図りながらより良い施設サービスを提供することを目的として、指定管理者制度を導入しています。

このため、それぞれの施設の設置目的や特性を踏まえ、最も効果的・効率的な管理や住民サービスの向上に資する事業者を指定管理者として選定しています。

【商工労働部】

公正労働基準の遵守については、事業者等に対し、電子調達（電子入札）システムのホームページ上で、遵守すべき基準となる労働基準法等の労働関係法令を分かりやすく説明しております。

（回答部局課名）

府民文化部男女参画・府民協働課

財務部行政経営課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

I. S D G s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

6. 2025 大阪・関西万博の開催について

「2025 大阪・関西万博」開催について、万博に関わる全ての労働者が安心・安全に働ける職場環境の整備と、来場者が安心・安全に楽しめる会場・施設・移動手段の確保、あわせてアクセスルートが限られる立地環境の中で、災害・救急への対応、特に自然災害等に対する防災対策について、会場環境も考慮して避難計画等を含めた防災基本計画の強化、避難経路や備蓄品の確保を行うこと。

（回答）

【万博推進局】

メタンガス等に関する会期中の安全対策としては、博覧会協会が 2024 年 6 月 24 日に公表した「メタンガス等に関する会期中の安全対策」において、可燃性ガスを検知したグリーンワールド工区内の全ての建物について、強制的に換気を行うための機械換気設備や検知器等を設置することや、会期中、パビリオンワールド工区も含め、ガス測定値を毎日公表することとしている。

また、来場者輸送具体方針第 5 版において、万博開催期間中については、チケットコントロールなどにより来場者輸送の平準化を図るとともに、鉄道では OsakaMetro 中央線等の運行本数増便を行うなど、輸送対策を実施していくこととしている。加えて、行政や経済界、交通事業者等で構成する交通円滑化推進会議において、円滑な万博来場者輸送と都市活動の両立を目的に、一般交通の抑制、分散、平準化を働きかける、いわゆる「働きかけ TDM」に取り組んでいる。

【万博推進局、政策企画部】

万博会場の防災対策については、協会が 2024 年 9 月 2 日に公表した防災実施計画（初版）において、避難ルートである夢舞大橋や夢咲トンネルについては、大阪港湾局において、南海トラフ巨大地震や上町断層の直下型地震に対して十分な耐震性があることが確認されており、地震による損壊などの致命的な被害が発生する可能性は低いと想定されています。

しかしながら、そうしたアクセスルートが通行不可の不測事態を想定し、本年 1 月の地震・津波災害対策訓練では、救助機関等と連携し、ヘリや船舶等による物資輸送や帰宅困難者の移送等の実働訓練を行ったところです。備蓄については、大規模災害発生時に帰宅

困難者が発生すると想定し、具体的にその数については、開催期間中の繁忙期のピーク時の来場者数が 15 万人程度であることを踏まえ、90 万食の備蓄を確保、会場内の飲食店の食料も活用しつつ、発災後 3 日間の備蓄を確保することとしています。

現在、協会と大阪府・市において、防災実施計画に基づく、より詳細な対応についてのマニュアルを作成しているところであり、今後、参加国やスタッフ等も参加する訓練等を実施する予定となっている。

(回答部局課名)

万博推進局 整備調整部 整備企画課
政策企画部 危機管理室 防災企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ．大規模災害等における防災・減災対策の強化

1. 被災者・避難者への生活支援

大阪府は、被災地から地域内（または他都道府県）に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めるよう要請します。

- （１）大阪府が作成している「避難所運営マニュアル作成指針」の内容を、今日的な情勢に合致するよう適宜、適切に見直し、きめ細かな情報提供、総合相談の体制整備等、分かりやすく府民に向けて発信すること。

（回答）

【政策企画部】

大阪府で作成している「避難所運営マニュアル作成指針」は市町村が避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営の実施と、市町村における避難所運営マニュアルの作成促進を図るために作成しています。当指針では避難所の指定基準や地域住民と連携した運営体制の整備、被災者・避難者の生活等に関する情報提供や相談体制の整備などを記載しています。大阪府では、令和３年５月の災害対策基本法及び国の「福祉避難所の確保・運営マニュアル」の改正を受けて、令和４年３月に当指針の改定を行いました。さらに、令和５年５月には感染症予防のため避難者の十分なスペースを確保すること等を追記し、市町村に周知したところです。

また、同指針において、避難所の住民に対するきめ細かい生活・支援等の情報提供や総合的な相談窓口設置の必要性等も示しています。なお、当指針は大阪府のホームページ上に掲載しており、府民の方も内容をご確認いただけます。

今後も避難所のさらなる確保と質の向上に向け、府内市町村や関係部局と連携し、検討を行っていきます。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 災害対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ．大規模災害等における防災・減災対策の強化

1．被災者・避難者への生活支援

大阪府は、被災地から地域内（または他都道府県）に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めるよう要請します。

（２）大阪府は、国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、府民の安心のためにも、国の制度を補完する大阪府独自の恒久的な生活再建支援制度について、府域自治体と連携のもと早急に具体化し、府民に対して周知を図ること。

（回答）

【政策企画部】

被災者に対する支援については、国における統一的なルールによる支援が基本と考えており、府内の一部地域が、被災者生活再建支援法の適用となる自然災害が発生した場合、府内全ての被災区域が支援対象となるよう、国に対し継続して要望を行っているところです。平成30年度の災害による被災者で被災者生活再建支援法の適用を受けたのは、地震による高槻市のみで、府域内で同じ全壊・大規模半壊の被災者の間でも支援の有無に差が生じることとなりました。このような状況の中、一日も早く日常生活を取り戻せるよう、市町村と連携した独自の支援金制度を創設し、同法に準じた独自支援を行ったところです。

今後、大規模な災害が発生した場合には、災害の規模や被災状況に応じ、国の動向を見極めつつ、災害ごとに市町村の意見を踏まえながら、必要な支援を検討すべきであると考えています。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 災害対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ．大規模災害等における防災・減災対策の強化

1．被災者・避難者への生活支援

大阪府は、被災地から地域内（または他都道府県）に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めるよう要請します。

（3）災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のために公的な支援を行うこと。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を引き続き強化すること。

（回答）

【災害対策課：一重下線部について回答】

大阪府では、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と大阪府災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結しており、令和4年4月からは、国の補助金も活用しながら同協議会に「大阪府災害ボランティアセンター」を常設化し、災害時にボランティアセンター運営を担う市町村社協職員のスキルアップを図る「運営支援者研修」や、被災者とボランティアのマッチング等を行う「災害ボランティアコーディネーター育成研修」をはじめ各種取り組みを進めています。

【推進課：二重下線部について回答】

本府では強靱化地域計画を策定し、いかなる自然災害が発生しても、府民の生命・財産を守り、地域・経済活動等の機能維持を図るとともに、社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できるよう、各種取り組みを進めています。

今後も引き続き、災害への備えを進め、府民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 災害対策課

政策企画部 企画室 推進課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ．大規模災害等における防災・減災対策の強化

2．平時における防災・減災の対策

大阪府は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

(1)災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを引き続き検討すること。また、「大阪府強靱化地域計画」を適宜、適切に見直すこと。

（回答）

【推進課：下線部について回答】

本府では、強靱化地域計画に基づき、平時より市町村や関係団体等との連携のもと、国予算等の活用等により、住宅・都市、保健医療・福祉など施策分野ごとに各種取組みを進めるとともに、必要に応じて、強靱化地域計画の見直しを行っています。

今後も引き続き、災害への備えを進め、府民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 企画室 推進課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

2. 平時における防災・減災の対策

大阪府は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

（2）市町村に対して、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底すること。さらに改正災害対策基本法（2021年5月20日施行）にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化すること。加えて、「おおさか防災ネット」を広く周知するとともに、デジタルデバインドへの対策を行うこと。

（回答）

【政策企画部、福祉部】

府においては、市町村の個別避難計画作成を促進するため、市町村職員や福祉専門職・防災関係者を対象とした計画策定に係る研修を実施しております。

今年度も、初任者向け研修や個別避難計画作成ガイドを活用した研修会を開催して、市町村の取組が促進されるよう、支援しています。

【政策企画部】

大阪府では、「避難情報に関するガイドライン」にもとづく新たな避難情報について府ホームページ等を通じて府民へ周知するとともに、市町村における新たな避難情報の発令に向けての支援を実施しています。引き続き避難の実効性が確保されるよう市町村と連携し取り組んでいきます。

「おおさか防災ネット」は、防災情報を網羅して閲覧できるホームページで、地図上に気象情報や避難情報を表示し、日本語を含む14言語対応にするなど、府民の方々や外国人の方々に防災情報をより分かりやすく発信できるよう、令和4年3月22日にリニューアルしました。さらにスマートフォンに対応した「大阪防災アプリ」を令和6年1月31日に提供を開始しました。

災害時の情報提供ツールの周知については、スマートフォンが幅広い世代に普及してい

ることから、今後は「大阪防災アプリ」を軸とするべく、府のホームページや広報誌「府政だより」等を通じての広報のほか、防災イベントでのちらし配布、市町村広報誌への掲載等の依頼に加え、包括連携協定等を活用し、民間企業にもサイネージへの投影や駅でのポスター掲示にご協力いただく等、引き続き様々な機会や方法により取り組んでまいります。

更に、デジタルデバイドの対策として社会福祉協議会と連携した高齢者向け操作講習会での説明や、大雨・洪水といった災害に応じた操作方法やダウンロード及び設定手順を説明する動画を順次公開しており、受け取った防災情報が有効活用されるよう、今後も取り組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 防災企画課

政策企画部 危機管理室 災害対策課

福祉部 福祉総務課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ．大規模災害等における防災・減災対策の強化

2．平時における防災・減災の対策

大阪府は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

（3）引き続き、災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底すること。

（回答）

【政策企画部】

大阪府では、犯罪被害防止のため、新たな手口の犯罪や、発生の多い犯罪についてSNSでのタイムリーな発信や、関係機関と連携した啓発活動、公民連携による企業とのキャンペーン、市町村への広報依頼等により予防啓発を行っています。

災害に便乗した犯罪に関しては、悪質商法や詐欺対策として、消費生活センターと連携した被害防止講座を実施するとともに、りそな銀行とも連携して高齢者への特殊詐欺被害防止講座を実施しています。

また、侵入盗被害防止対策として、ダスキンと防犯フィルムイベントを行うなど、防犯情報の提供等をタイムリーに行っています。

今後もこれらの取組を継続し、災害に便乗した犯罪の予防啓発を行っていきます。

【府民文化部】

府では、悪質な事業者による被害を未然に防止するため、府政だよりや府ホームページ、X（旧ツイッター）、メールマガジン等で消費者への情報提供に取り組むとともに、悪質な訪問勧誘お断りステッカーを作成し、市町村の消費生活相談窓口等に配布しています。

令和6年度は、X（旧ツイッター）やメールマガジンにて、住宅修理サービスに関するトラブル事例について適切な対処法及び注意点等を掲載し、広く府民に周知を行いました。

今後も、災害に便乗した悪質商法等について、様々な機会を通じた予防的な啓発を進めていきます。

【警察本部】

災害に便乗した悪質商法、詐欺、空き巣等の犯罪の発生を防止するため、引き続き、防犯対策情報等について、防犯速報、安まちアプリ、X等で府民に発信するとともに、関係する機関や団体へ情報提供を行うなど、犯罪被害防止に関する啓発活動を継続して行ってまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 治安対策課

府民文化部 消費生活センター

大阪府警察本部 府民安全対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅱ．大規模災害等における防災・減災対策の強化

2．平時における防災・減災の対策

大阪府は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

（４）引き続き、住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めること。また実際に行っている施策（「もしも新聞」、ウェブアプリ「災害体験 AR」）などについて、活用状況を点検し、より幅広く周知すること。

（回答）

【政策企画部】

府では、府民の防災意識の向上を図るため、ホームページをはじめ、府政だよりや防災 X（旧ツイッター）、民間フリーペーパー等により、自然災害への備えや逃げる行動の習慣化、防災訓練に関する広報を実施するとともに、各種団体・企業を対象とした防災講演や民間のデジタルサイネージ等を活用して帰宅困難者の一斉帰宅抑制に係る広報を行うなど、府民や企業に対する防災啓発を実施しています。

昨年度に引き続き、今年度も、包括連携協定を締結している株式会社関西パドの協力を得て、「じぶん防災ハンドブック」を府内全小学校の４年生児童に配付し、ワークシートを掲載するなど内容を充実させ、家庭における防災意識の醸成につながるよう取り組むとともに、他の包括連携協定を締結している企業や団体が社会貢献活動として無償で提供しているウェブアプリ「災害体験 AR」の教材や講師派遣の取組等について、防災教育コンテンツ一覧として、府ホームページ等で紹介するなど、広く周知しているところです。

引き続き、様々な取り組みを通じて、災害への備えや災害時の適切な行動につながるよう啓発活動に努めていきます。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 防災企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1．教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（1）大阪府は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。

（回答）

給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの奨学金指導資料の作成、説明会の開催や電話相談、個別相談の実施、またつなぎ融資への誘導を行うことにより、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

府教育庁としましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（高等学校課）

公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）において、教育の機会均等を保障するため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学資金や入学資金の無利子での貸付を行っております。なお、育英会では返還相談コーナーを開設し、返還意欲があっても経済的理由等により返還が困難な方からの返済猶予や分納等の相談に応じるなど、きめ細やかな対応を行っております。

（私学課）

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 私学課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1．教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（２）大阪府は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。

（回答）

給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの奨学金指導資料の作成、説明会の開催や電話相談、個別相談の実施、またつなぎ融資への誘導を行うことにより、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

府教育庁としましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（３）大阪府は、国の奨学金制度を補う観点から、大阪府独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施すること。「奨学金返還支援制度導入支援事業」については必要な予算の拡充を行うこと。また、高校生を対象とした自治体の奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。加えて、高校生の段階から奨学金制度やその課題について情報提供し、自ら考える機会を設けること。

（回答）

【教育庁】

給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの奨学金指導資料の作成、説明会の開催や電話相談、個別相談の実施、またつなぎ融資への誘導を行うことにより、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

府教育庁としましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（高等学校課）

公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）では、平成 29 年度より高校卒業前の奨学生に奨学金の意義等を理解してもらう取組みを「奨学金教育」と名付け、返還啓発チラシや先生方向けの冊子の作成、育英会職員が高校等に出向き返還説明会を開催するなどの取組みを行っております。引き続き、各学校の教職員の方々にも御協力いただきながら、奨学金教育を進めてまいります。

（私学課）

【商工労働部】

大阪府では、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業における人材の確保・定着につなげるため、「奨学金返還支援制度導入促進事業」を令和5年度及び令和6年度に実施しました。

本事業は、奨学金返還支援制度を導入した企業に対し最大50万円の支援金を支給するもので、これまで累計2,943社に支援金を支給しました。

現在も、物価高騰が継続していることを踏まえ、国の臨時交付金を活用して、引き続き実施いたします。

令和7年度については、より効果的な事業とするために、この間の企業が導入した制度の実態や、奨学金を返還しながら働く若者の負担軽減としての効果、そして企業における制度の持続性を踏まえ、毎月の支援額を5,000円以上、支援期間を5年以上とすることを基本の要件として、大学の奨学金などを受ける方に一定以上の充実した制度とする場合は、府の支援金を上乗せすることとし、支援金の総額として10億円を予算計上しています。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 私学課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（４）家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、大阪府の奨学金制度（給付・貸与）の拡充を引き続きはかること。奨学金の返済困難者に対応するため、大阪府における奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

（回答）

給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの奨学金指導資料の作成、説明会の開催や電話相談、個別相談の実施、またつなぎ融資への誘導を行うことにより、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

府教育庁としましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないように、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（高等学校課）

府立高校においては、在学する生徒の保護者等の年収が約 910 万円未満（目安）の世帯は、国の就学支援金制度により、当該生徒に代わって国が授業料を負担しております。

加えて、本府では、国の就学支援金制度で所得超過により対象外となった生徒の授業料を支援する制度を府独自に創設し、令和 6 年度より段階的に実施しているところです。

さらに、国では、令和 5 年度から就学支援金制度の一部改正により、生徒の保護者等が負傷、疾病により勤務できなくなった場合や、失職、勤務先の倒産など、自己の責めに帰することができない理由により家計が急変した場合に、家計急変後の年収見込額が 590 万円未満であるときは、国の就学支援金が家計急変支援制度として支給されるようになり、従前の制度と併せて生徒の支援を実施しております。

また、授業料以外の教育費の負担軽減のため、平成 26 年度より生活保護世帯や住民税の所得割額が非課税の世帯を対象として、返済不要の「奨学のための給付金」を給付するこ

とにより、生徒・保護者等の支援を実施しております。

「奨学のための給付金」につきましても、収入の著しい減少により家計が急変し、住民税の所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる場合には、給付を行うこととしています。加えて、特に入学時の負担が大きい新入生については、4から6月分相当の額を前倒しにより給付しております。

今後とも国の補助制度を活用し、適切に家計急変世帯への支援に取り組んでまいります。

(施設財務課)

公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）における奨学資金の貸付は、保護者の失業、離婚等による家計の急変により修学が困難になった場合等、募集期間外であっても緊急的に申込を受け付ける「緊急採用」の制度を設けております。また、貸付制度と併せて、育英会において平成23年度に民間からの寄附金を原資とした給付型奨学金を創設しました。さらに、平成26年度には広く府民からの寄附金を原資とした給付型奨学金も創設し、今度とも、給付型奨学金制度の充実を図ってまいります。

育英会では返還相談コーナーを開設し、返還意欲があっても経済的理由等により返還が困難な方からの返済猶予や分納等の相談に応じるなど、きめ細やかな対応を行っております。

(私学課)

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 施設財務課

教育庁 私学課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（５）大阪府は、公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）など、高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図ること。

（回答）

大阪府では、高等職業技術専門校として、北大阪校、東大阪校、南大阪校、夕陽丘校の４校を設置するとともに、国立の大阪障害者職業能力開発校を運営しています。これらの内、北大阪校、東大阪校、南大阪校では、大阪の基幹産業であるものづくり産業を支える人材の育成を中心に、また、残る２校では就職困難者や障がい者を対象にして、それぞれ求職者への職業訓練を実施するとともに、在職者を対象とする短期の職業訓練（テクノ講座）も実施しているところです。

今後とも、受講者と事業者の双方のニーズを踏まえながら、基礎から実践的な内容まで、段階的に知識や技能を習得できる職業訓練を実施してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（１）物価高騰が困窮や生活困難に拍車をかける中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかるとともに、住民への周知・啓発を徹底すること

（回答）

今回の生活困窮者自立支援法改正において、生活困窮者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができるよう「支援会議」の設置が努力義務化されました。生活困窮者自立支援制度の役割と機能を果たすことができるよう、支援会議設置の意義等について、府内自治体に向けて周知を図ります。

また、生活困窮者自立支援制度を推進するため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情に合わせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うことを併せて国に要望しております。

なお、自立相談支援機関の周知につきまして、本府のホームページ等において周知をおこなっているところです。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（2）全国どこでも必要なサービスが受けられるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業については、広域連携を促進しながら、速やかにすべての市町村において両事業が完全実施されることを目指して取り組むこと。また、改正法で努力義務化された居住支援事業（現在の一時生活支援事業と地域居住支援事業）の対象者をホームレスから居住支援を必要とするすべての人に広げ、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高め、市町村間格差を是正し、全体的な底上げをはかるとともに、大阪府の任意事業の実施状況と、その実数地を高めるよう求める。

（回答）

大阪府では、市町村連絡会議や市町村訪問等を通じて、任意事業の取組みを促進した結果、令和6年度には就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業については、府内全自治体において実施されています。

また、居住支援事業の対象者については、ホームレスの方に限らず居住支援を必要とされる生活困窮者とされていますが、今回の法改正の趣旨等も踏まえ、居住支援の強化について、府内自治体への周知を図ります。

なお、国に対して、各自治体が、実施体制の整備や事業実施が円滑に推進できるよう十分な財源措置を行うこと、「子どもの学習・生活支援事業」など補助率が低い任意事業について補助率を引き上げること等を要望しています。

今後も引き続き、府内自治体への広域支援を積極的に取り組んでまいります。

○ 府内自治体任意事業実施状況（※福祉事務所設置の35自治体対象）

・子どもの学習・生活支援事業（令和6年度：27自治体）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

２．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（３）大阪府としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市町村域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて市町村間の調整や支援を行うこと。

加えて「大阪府広域就労支援事業」への自治体参加も増加しているものの、まだまだ少ない。より多くの自治体に参加するよう働きかけを強めること。

（回答）

大阪府が全国知事会代表として参画しました「社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（平成３０年５月～１２月）」において、「従事者研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくり等の都道府県の広域支援について、都道府県事業として明確に位置づけ」を提案し、改正法において大阪府からの提案が反映されました。

大阪府では、法律が施行された平成２７年度から、相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的とした生活困窮者自立支援制度従事者研修（以下「従事者研修」という。）を開催しています。そして、従事者研修の更なる充実を図るため、府内自治体の支援員等が参画した研修企画プロジェクトチーム（ＰＴ）を平成２８年度に設置し、同ＰＴの意見を踏まえて従事者研修を企画・開催しています。さらに、地域の実情に応じたノウハウの蓄積、市域を超えたネットワークの構築を図るため、府内を４ブロックに分けた地区別研修の開催を府内自治体に働きかけた結果、平成２８年度から各ブロックで開催されるなど、大阪府としての役割やイニシアティブを発揮し、様々な広域支援を行っています。

また、就労支援に協力する事業所の開拓や就労支援に関する支援プランの策定等を効果的かつ効率的に実施することを目的として、平成２８年度から６自治体の参加により開始した「大阪府広域就労支援事業」については、市町村連絡会議等で、実績の紹介や事業への参加を働きかけた結果、令和６年度は１２自治体に参加するなど、府内自治体における事業実施体制の整備に取り組んできました。

今後も引き続き、府内自治体への広域支援を積極的に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- （４）支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で努力義務化されている「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」に向けて、関係部局が連携し、大阪府における優先発注の取り組みを促進すること。あわせて直近での認定事業所数も明らかにすること。

（回答）

認定就労訓練事業所について、府内では多くの社会福祉法人や営利法人等の参画をいただき、令和6年8月現在316事業所（大阪府：76、大阪市：156、堺市：22、豊中市：10、東大阪市：16、高槻市：3、枚方市：1、八尾市：23、寝屋川市2、吹田市7）を認定しており、令和5年度から6団体増加しました。

また、大阪府では、民間事業所への受入が円滑に進むよう、企業等が生活困窮者を雇用した場合の優遇措置（税免除など）や、支援制度（ケア要員や一定期間内の給与支援など）について必要な財政措置を、国に対して要望するとともに、生活困窮者の雇用の創出に向け、地方自治法施行令第167条の2第3号に基づく認定を進めております。

今後も引き続き、認定就労訓練事業の推進のため積極的に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（5）生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進を引き続きはかること。

（回答）

法第4条第5項に適正な人員配置に関する努力義務が規定されております。

相談支援員が安心して働き、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情に合わせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うことを国に要望しております。

今後も引き続き、府内自治体への広域支援を積極的に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目） Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化 2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備 （6）相談支援にあたる人材の専門的資質を高め、社会福祉士など適切な資格をもつ人を配置することが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げをはかること。
（回答） 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルでは、「生活困窮者が抱える複合的な課題に対し包括的に支援する体制が確保できるよう、従事者養成研修において相談支援員等の資質向上を図ることが必要で、特に主任相談支援員は、スーパーバイズ等を通じて各支援員に対して適切な助言や指導を行う立場であることから、一定の資格または実務経験を有する人が求められる」と記載されています。 このため、本府では、大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修において、対人援助技術研修、テーマ別研修等、対象や目的に応じた研修を実施し、従事者の資質向上を図っています。
（回答部局課名） 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（7）生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、委託期間は最低5年以上とし支援の質や実績を総合的に判断すること。

（回答）

生活困窮者自立支援事業の委託契約については、支援の継続性、専門的知見とノウハウの確保、地域のネットワークの構築など、支援体制が継続されることが重要であると認識しております。

大阪府においては、企画・技術等の提案を受け、そのなかから意欲及び実績・能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により契約締結した後、現在は事業の専門性に鑑み、随意契約しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（8）生活福祉資金貸付制度の特例貸付について、住民税非課税世帯以外でも償還が困難な場合は柔軟に償還免除を行うとともに、社会福祉協議会をはじめ、継続的な伴走支援を行う生活困窮者自立支援事業を含めた支援体制を強化すること。

（回答）

生活福祉資金貸付制度の特例貸付については、生活が立て直せず、償還が困難となっている方への丁寧な支援が必要であるため、実施主体の大阪府社会福祉協議会と、相談を受付ける自立相談支援機関が連携して支援することが重要であると認識しています。

本府では、大阪府社会福祉協議会と自立相談支援機関を設置する市町と協議、調整を重ね、大阪府社会福祉協議会から借受人に償還手続の案内書類を送付する際に、府独自の相談希望票を付して送付するなどして、緊急性の高い相談について迅速に自立相談支援機関に情報共有を行い、必要な支援に繋ぐなど、連携した支援体制の整備を働きかけ、借受人のフォローアップ支援を行っています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

(9)いわゆる「中高年引きこもり（8050）問題」の当事者とされる就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずること。加えて「ひきこもり地域支援センター」を市町村にまで拡充させるよう国へ働きかけるとともに、大阪府としても、単に情報提供ではなく市町村への設置が進むよう指導性を発揮すること。あわせて具体的な設置状況、設置推移など示されたし。

（回答）

【商工労働部：一重下線部について回答】

中高年の就労困難な世代に対する就労支援については、国が設置し、大阪府や関係団体が参画する「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、就職氷河期世代の支援として、令和2年度から令和4年度までの3年間を集中取組期間、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、目標に向けて各構成員が取り組んできたところです。

令和7年度からは、「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の後継となる協議会において「就職氷河期を含む中高年世代」向け支援として継続的な取り組みを推進することとしております。

大阪府では、就職氷河期世代の就職に向けた支援として、OSAKA しごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナー、社会人スキル向上を目的とした研修や職場体験付きのマッチング交流会による支援を行うとともに、令和6年度は大阪労働局と合同で「企業面接会&企業説明会」を実施しました。

令和7年度は、上記協議会に参画し「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け」の就労支援を、国の交付金を活用し引き続き実施してまいります。

【福祉部】

生活困窮者自立支援制度において、「社会との関わりに不安がある」など直ちに就労が困難な方に対する就労準備支援事業を実施しております。

同事業は現在、福祉事務所を設置する府内全35自治体で実施しており、引き続き就労

困難な世代に対する就労支援策を講じてまいります。

「ひきこもり地域支援センター設置運営事業」については、令和４年度から、国の生活困窮者自立相談支援事業の「ひきこもり支援推進事業実施要領」において、中核市及び一般市町村に実施主体が拡大され、国から市町村に対して必要な財政支援が行われることとなりました。大阪府においては、ひきこもり地域支援センターの機能について、市町村に対して情報提供を行っているところです。（なお、令和７年１月時点において、府内では中核市、一般市町村での設置はございません）。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

２．生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（10）子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政としても環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を行うこと。

（回答）

【一重下線部について回答】

子どもの居場所については、新子育て支援交付金により、困難を有する子ども等に対して食事の提供などを行う居場所づくりに取り組む市町村を支援しています。

また、子どもの貧困緊急対策事業費補助金により、子ども食堂等の子どもの居場所が行政や地域と連携するためのネットワークづくりを含め、課題を抱える子どもや保護者へのアウトリーチ型支援に取り組む市町村を支援しています。

加えて、子ども輝く未来基金を活用した学習教材の購入費等への補助金により、子ども食堂等を直接的に支援しています。

引き続き、補助金等を活用し、子ども食堂等の居場所に関する取組みを支援していきます。

（子育て支援課）

【二重下線部について回答】

アウトリーチ機能の強化については、生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助において、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業で財源措置がされているところです。

このため、本府では、国に対して、来所することが難しい対象者について、訪問支援（アウトリーチ）が行えるよう引き続き十分な財政措置を行うよう要望しています。

（地域福祉課）

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども支援課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

3．生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（1）生活保護に対するスティグマをなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に周知すること。また、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上でWeb掲載するとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。

（回答）

制度の周知については、大阪府のホームページで、生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわずにご相談いただくよう呼びかけるとともに、府内各市町福祉事務所、各子ども家庭センターの窓口等において「保護のしおり」を配架するなどにより、広く生活保護制度を周知しているところです。

また、申請については申請書の提出を原則としていますが、申請書を作成することができない特別の事情があるときは口頭による申請を認めています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

3．生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（2）生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう、この制度本来の意義の観点から、令和4年3月3日付「保護申請の面接時の適切な対応の徹底について（依頼）」文書の趣旨を、現場に徹底すること。

（回答）

生活保護制度の運用にあたっては、保護が必要な方に必要な保護を実施することが基本であると認識しています。また、原則として申請から14日以内に決定を通知し、急迫した状況にあるときは速やかに職権をもって保護を開始しなければならないとされています。

適切な保護の実施に向け厚生労働省社会・援護局保護課より令和2年3月10日付で、面接時の適切な対応の徹底、速やかな保護決定等について事務連絡が発出されております。

また、要保護者に扶養義務者の職業、収入状況や関係性等をお聞かせいただき、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について丁寧に聞き取りを行い、個別の事情を検討の上、「扶養義務履行が期待できない」と判断される扶養義務者には直接の照会を行わず、「扶養義務履行が期待できる」と判断される場合は、金銭的な援助のみならず、精神的な援助の可能性についても照会させていただいているところです。

これらについては、府内各市町福祉事務所長及び各子ども家庭センター所長に送付し、周知を図り対応しているところです。

また、府社会援護課としても、令和4年3月3日付けで、「保護申請の面接時の適切な対応の徹底について（依頼）」を発出するなど、保護の申請権の確保や、扶養照会の留意点等について重ねて周知し、相談者が申請をためらうことのないよう、改めて適切な対応の徹底を依頼しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

3．生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（3）住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入居することを条件とする運用を改め、居宅保護を原則とするとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則とすること。前年のご回答によると、この件に関わって様々な連絡、通知等がなされているが、それらが現場に徹底されるよう大阪府は引き続き強いイニシアティブを発揮されるよう要請します。

（回答）

平成 21 年 3 月 18 日付け社援保発第 0318001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」により、路上生活者等の「住まい」のない方については、その現在地を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付け、保護を適用する際に居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等への入所が適当であるかを判断するために十分にアセスメントを行うこととされています。

また、令和 2 年 3 月 27 日付け社援保発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」には、「「要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況及び居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）の確認によって、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意」し、居宅生活を送ることが可能と認められる場合には、居宅の確保を図った上で居宅において生活保護を適用する一方で、「直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行う」こととされています。

上記の通知等を府内各市町福祉事務所及び各福祉子ども家庭センターへ周知するとともに、大阪府生活保護法施行事務監査において、特に保護の申請相談の際の対応等について指導しております。

（社会援護課）

【下線部について回答】

なお、一時生活支援事業については、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき実施してきた、「ホームレス自立支援センター」及び「一時生活宿泊施設」の運用を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の事業として位置づけられたものです。これまでのホームレス対策の経緯から、大阪府においては、大阪市では独自に、それ以外の市町村におい

ては大阪府が総合調整を担い各市町村共同で事業を実施しているところです。

大阪市以外の市町村が共同で行っている一時生活支援事業については、ビジネスホテル等を借り上げ実施しており、個室の提供を原則としているところです。

(地域福祉課)

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

3．生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（４）生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求めること。また、この間、ケースワーカーの増員がはかれたが、いまだに標準数を下回っている事務所数を明らかにし、その是正をはかること。

（回答）

福祉事務所のケースワーカーについては、社会福祉法により資格要件と標準数が定められています。

資格要件につきましては、ケースワーカーは社会福祉主事でなければならないとされており、社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員で、年齢 18 歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、学校教育法に基づく大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した者、社会福祉士、厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者等であることとなっております。

標準数につきましては、郡部福祉事務所は被保護世帯数が 65 世帯ごとに 1 人、市部福祉事務所は被保護世帯数が 80 世帯ごとに 1 人と定められており、大阪府におきましては、ケースワーカー数が標準数を下回っている福祉事務所に対し、政令市を除き、生活保護法施行事務監査において、実施体制の整備充実の必要性を指摘し、その是正を指導しております。令和 5 年度生活保護法施行事務監査においては、26 箇所の福祉事務所でケースワーカー数が標準数を下回っていることを確認し、その是正を指導しました。当該福祉事務所においては、関係部局との調整など人員確保に努めており、令和 6 年度には 15 か所の福祉事務所でケースワーカーが増員されており、引き続き標準数を確保するよう指導してまいります。

大阪府におきましては、生活保護制度は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして、国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護費にかかる経費は全額国が負担するべきと考えており、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

3．生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（5）生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かした上で重なり合い、一体的で切れ目ない支援を行うこと。また、生活困窮者自立支援法の改正に伴い生活困窮者向けの就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業を生活保護利用者が利用する場合は、ケースワーカーが継続的に関与するとともに、現場の業務負担の増加により支援の質の低下を招かないよう両実施機関の適切な人員配置を確保すること。

（回答）

これまでも、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日 社援保発 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護・地域福祉課長通知）に示されたとおり、福祉事務所では、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る方を適切に自立相談支援機関につなぐこととされております。（生活保護法第 81 条の 3）

令和 7 年 4 月 1 日より、生活困窮者に就労準備支援、家計改善支援、居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できることとなったことから、府内各福祉事務所へその内容を周知しているところです。

福祉事務所のケースワーカーについては、社会福祉法により標準数が定められています。標準数につきましては、郡部福祉事務所は被保護世帯数が 65 世帯ごとに 1 人、市部福祉事務所は被保護世帯数が 80 世帯ごとに 1 人と定められており、大阪府におきましては、ケースワーカー数が標準数を下回っている福祉事務所に対し、政令市を除き、生活保護法施行事務監査において、実施体制の整備充実の必要性を指摘し、その是正を指導しております。令和 5 年度生活保護法施行事務監査においては、26 箇所の福祉事務所でケースワーカー数が標準数を下回っていることを確認し、その是正を指導しました。当該福祉事務所においては、関係部局との調整など人員確保に努めており、令和 6 年度には 15 か所の福祉事務所でケースワーカーが増員されており、引き続き標準数を確保するよう指導してまいります。

また、自立相談支援機関においても、必要な人に必要な支援を行うことができるよう、十分な財源措置について国に要望しております。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4．子どもの貧困・虐待対策の強化

（１）子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化すること。また、第二次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども総合計画後期事業計画第４章）の進捗状況を点検するとともに、改正子どもの貧困対策法や第二期「子供の貧困対策大綱」をふまえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定を進めるなかで貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずること。特にコロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策を引き続ききめ細かく行うこと。

（回答）

「第二次大阪府子どもの貧困対策計画（R2～R6年度）」では、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進してきました。

令和５年１２月に策定された国の「こども大綱」や令和６年６月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、今年度に「第三次大阪府子どもの貧困対策計画（R7～R11年度）」をとりまとめました。

同計画では、改正後の法律に規定されている「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐこと」との趣旨を踏まえるとともに、新たな大綱に基づき、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を進めていくこととしています。引き続き、関係部局が実態や課題を共有しながら取組を推進してまいります。

また、支援を必要とする子どもや保護者を漏れなく支援するため、市町村において、教育委員会、福祉・保健部局等が協働し、課題に応じた支援に早期につなぐ取組が進むよう、取組モデルの共有や子どもの貧困緊急対策事業費補助金等により市町村の取組を支援しており、今後とも、関係部局や市町村と連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4．子どもの貧困・虐待対策の強化

（２）大阪が、子どもの虐待について深刻な状況にあることを踏まえ、児童虐待防止法の周知をはかるとともに、特に、国民の通告義務（児童福祉法第 21 条）について、引き続きより強力に啓発・広報の徹底をはかること。

（回答）

令和 6 年度も 11 月を中心に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しました。具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）について、ガンバ大阪、大阪ラヴィッツに加え、大阪ブルテオンにも協力いただき、3 チームとの連携ポスター・動画を作成し、ポスターを大阪モノレールの駅構内等に掲示、大阪ブルテオンの試合会場にて動画の放映、啓発物品の配布等を行ったほか、民間団体等との協働により、協力企業に設置のデジタルサイネージやラジオ放送において広報啓発の取り組みを行い、覚えやすい 3 ケタ番号が定着するよう広報活動を実施しています。

今後とも、市町村や関係機関とともに、児童虐待の予防や早期発見等に関する周知、啓発・広報に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4．子どもの貧困・虐待対策の強化

（3）相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、大阪府は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。加えて、この間の激増の要因を分析すること。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている都道府県と政令指定市に加え、中核市についても設置を促進するとともに、既設置の児童相談所の児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止すること。

（回答）

大阪府子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成 27 年度以降 1 万件を超える高い水準で推移しており、令和 5 年度（2023 年度）は 15,140 件となっております。

そのうち 7,595 件が警察からの通告となっており、心理的虐待に位置づけられる子どもの面前での保護者間暴力、いわゆる面前DVに対応した警察からの通告が増えていることが、増加の一因と考えられます。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に至るおそれのある重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員してきたところです。

さらに、市町村及び関係機関等に対しては、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」及び「大阪府市町村児童家庭相談援助指針（ガイドライン）」の周知や子ども家庭センターにおける市町村職員の受け入れ研修を実施しているほか、平成 30（2018）年 8 月以降の児童虐待通告事案の全件を大阪府警察と共有しています。

令和元年（2019 年）6 月に改正された児童福祉法においても「政府は改正法の施行後 5 年間を目途として、中核市が児童相談所を設置することができるよう、必要な措置を講ずる」とされました。

児童相談所設置を表明された中核市に対しては、子ども家庭センターでの受け入れ研修の計画的な実施など、専門職員の育成や運営ノウハウの提供について、積極的に支援するとともに、今後、府内中核市が児童相談所設置の検討をされる際には、各種研修の実施等、必要な支援を実施してまいりたいと考えています。

今後とも、児童虐待の早期発見・早期対応のための取組みをさらに進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

5．フードバンク活動の促進

大阪府は「フードバンクガイドライン」を作成されていますが、大阪府によるフードバンクに対する具体的な支援内容について示されたし。加えて、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向けた支援策を拡充し、フードバンクの基盤強化に向けた具体的な支援の検討を要請する。

（回答）

フードバンク活動は、食品ロス削減の有効な取組のひとつとして認識しており、府では、農林水産省が作成した「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」をもとに、大阪府版「フードバンクガイドライン」を作成・周知し、安全で透明性、信頼性の高いフードバンク活動を促進するとともに、事業者の理解を深めることで、未利用食品を提供する事業者の参入を進めている。

また、国の補助事業等を周知することにより、フードバンク団体の活動を支援している。引き続き関係部局とも連携して、食品ロス削減に繋がるフードバンク活動が広がるよう、取り組んでいく。

（回答部局課名）

環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6．自死・多重債務対策等

（１） 2023 年の自殺者数は 2 万人を超え、20 歳代以下の若年層が前年から大幅増となったほか、小中高生は過去 2 番目に多く高止まりしているなど、深刻な状況が続いている。大阪府における自死の実情、推移について検証するとともに、「大阪府自殺対策基本指針」にもとづき実効性のある施策を強力かつ迅速に推進するとともに、「大阪府自殺対策計画」をより実効性あるものとするよう努めること。

（回答）

大阪府内における 2023 年の自殺者数は 1,383 人と、前年より 105 人減少したものの、高止まりとなっており、30 歳未満の若年層の自殺者数は増加傾向が続いています。

大阪府では「自殺総合対策大綱」を踏まえて策定した「大阪府自殺対策基本指針」をより充実させた「大阪府自殺対策計画」を令和 5 年 3 月に策定し、自殺未遂者への支援や自死遺族への支援等に「子ども若者の自殺対策を推進する」を新たに加えた 11 の重点施策に基づき自殺対策に取り組んでいるところです。

引き続き、府内における自殺の動向も勘案しつつ、庁内外の関係機関と連携し、「生きるための包括的な支援」として自殺対策の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6．自死・多重債務対策等

（２）大阪府は、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているＳＮＳ相談活動について、自殺対策におけるＳＮＳ相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止すること。また、若年層からのＳＯＳの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかること（特に教育庁が実施されているＬＩＮＥによる教育相談窓口の運営状況、相談件数及びの推移などのデータをお示ください）。

（回答）

【健康医療部】

本府では、平成 29 年 4 月に厚生労働省が発行した「自殺対策におけるＳＮＳ相談事業ガイドライン」などを参考に、大学生等の学生及び妊産婦を対象とした、ＳＮＳによるこころの相談を実施しています。

また、こころの健康総合センターでは、府内の各地域で継続的かつ効果的にＳＯＳの出し方教育を企画・実施する人材を養成するため、市町村や教育機関の職員等を対象とした研修を開催し、要望に応じ学校現場に赴いて授業を実施しています。併せて相談を受け止める側の研修として、ＳＯＳを受け止めるスキルの向上のため、大阪府版ゲートキーパー養成研修（若年者支援編）のテキストを作成し、市町村や教育機関の職員等を対象とした研修を開催しています。

今後とも、厚生労働省の自殺対策を注視するとともに、府内外の関係機関と連携して若年層の自殺対策に取り組んでまいります。

【教育庁】

教育センターでは、学校教育相談課題別研修において、自殺予防のために必要な考え方の理解や、子どものＳＯＳを受け止めるための技術の習得などを研修テーマに取り上げ、受け止める側の資質向上を図っているところです。

また、いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を通年で整え、子どもへの支援の充実を図るために、ＬＩＮＥによる教育相談窓口を設置しています。相談日、開設時間、相談件数は、以下の表のとおりです。

年度	相談日	開設時間	相談件数
H30	7～8月、8～9月、1月の3期に分けて	18時～21時	831件
R1	毎週月曜日と特設日	18時～21時 (※1月以降は17時～21時)	952件
R2	毎週月曜日と特設日	17時～21時	1,847件
R3	毎週月曜日と特設日	17時～21時	1,162件
R4	毎週月曜日と特設日	17時～21時	1,279件
R5	毎週日～木曜日と特設日	19時～22時	2,774件
(回答部局課名) 健康医療部 保健医療室 地域保健課 教育庁 教育センター			

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6．自死・多重債務対策等

（３）多重債務問題等は、コロナ禍の長期化や原油・原材料価格の高騰等による影響を今後も受けることが想定されることから、引続き「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」での意見や各指標を注視しながら、国（金融庁・近畿財務局）、市町村、大阪府警及び大阪弁護士会等の関係機関と情報共有や意見交換等の連携をより強化するとともに、必要な情報を府民に向けてより分かりやすく発信すること。

（回答）

令和６年度の国の「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」における金融庁の発表によると、貸金業者からの無担保無保証借入は微増傾向であり、本府としても今後の動向に注視していく必要があると考えています。

国は多重債務問題を抜本的に解決するため、平成１８年に多重債務者対策本部を設置し、「多重債務問題改善プログラム（以下「プログラム」という。）」として、「相談窓口の整備・強化」など借り手対策を取りまとめ、平成２０年からこのプログラムに基づき、地方公共団体等における相談体制の強化のため「多重債務者相談強化キャンペーン」（毎年９月１日から１２月３１日まで）を実施しています。

同キャンペーンの実施に当たり、本府としまして、毎年１２月に近畿財務局と大阪弁護士会との共催により無料相談会を開催しており、市町村多重債務相談窓口に対して同キャンペーンの周知と併せて無料相談会の広報の協力を依頼し、広く府民への情報発信を行っているところです。

また、毎年度当初には市町村及び国の多重債務相談窓口だけではなく、法律相談専門機関などの問い合わせ窓口を一覧にしたリーフレットを作成し、各相談窓口への配架や大阪府ホームページへ掲載等を行い、府民に向けて情報発信しています。

そのほか、市町村の多重債務相談窓口支援として、毎年度連絡会議を開催し、市町村及び関係機関との連携の密を図れるよう努めており、また、市町村等の多重債務者と接する機会のある窓口の相談員を対象とした研修会についても実施しています。更に、ヤミ金撲滅に向けた取締り強化を行うため、大阪府警、近畿財務局及び日本貸金業協会との共催により貸金業関係幹事会を開催し情報共有を図っているところです。

コロナ禍の影響の長期化や物価高騰等により今後、多重債務問題等が再拡大する可能性を想定しつつ、引き続き、多重債務対策を円滑かつ効果的に推進できるよう、上記キャンペーン等を通じて、市町村など関係機関との連携並びに府民に向け、必要な情報を分かり

やすく発信してまいります。
(回答部局課名) 商工労働部 中小企業支援室 金融課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6．自死・多重債務対策等

（４）大阪府・市のカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の区域整備計画が政府に認定されたものの、府民にはギャンブル依存症や治安悪化などを不安視する声が根強い。こうしたことから大阪府は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、府民にわかりやすく説明や広報をすること。府民の納得が得られない場合は、政策の抜本的な見直しも検討すること。

（回答）

ＩＲの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であると認識しており、国への認定申請後も、府民・市民の理解促進に取り組んできたところです。

従来開催していた府民・市民向けのセミナーについては、「双方向の対話の場」との国からの認定条件を踏まえ、令和５年度からは、区域整備計画等の説明と質疑応答に特化した「説明会」として、直接その場で質問したいという方のニーズにもお応えするため、府内各地域において開催しているところです。

また、大阪府・市では、広く府民・市民を対象に、ポスターやサイネージ等を活用して大阪ＩＲに関する興味関心を喚起することにより、詳細な情報が掲載された大阪府・市のホームページへと誘導し、大阪ＩＲについての理解が深まるよう取り組んできました。

令和６年度も、ポスターやサイネージ等による情報発信のほか、大阪府・市のホームページの充実等に取り組んでいるところです。

今後も、情報発信の内容の充実を図りながら、府民・市民の理解が深まるよう取り組んでいきます。

（回答部局課名）

ＩＲ推進局 企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6．自死・多重債務対策等

（５）成人年齢の引き下げにより、18 歳、19 歳が未成年者取消権を行使できなくなったことから、若者が過大な債務を負うことがないよう、引き続き学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をはかること。

（回答）

【府民文化部】

成年年齢引下げを見据え、令和２年度から令和４年度までに作成した、若者に人気のお笑い芸人が未成年者の契約やクレジットカードの使い方等についてコントでわかりやすく解説した動画を、教育庁を通じて府内各高等学校等に周知するとともに SNS 広告等で配信しています。

また、学校・家庭等を対象とした消費者教育講師派遣事業を実施しており、金融教育に関する授業も実施しています。

今後も、若年者の消費者被害を防止するため、関係機関と連携しながら消費者教育・啓発を推進してまいります。

【教育庁】

府立高校においては、成年年齢の引き下げを踏まえ、これまでから、契約の重要性など消費者被害の未然防止に関する内容等を教科「家庭」の中で指導するなどの取組みを進めてきました。また、「総合的な探究の時間」や「特別活動」において、消費生活センターや行政書士会等の協力のもと、外部講師を招き、インターネットでの契約トラブルなど近年多発している事例を取り上げ、その未然防止や被害にあった際の対処方法等について生徒に学ばせるなど、より一層充実させて学習しているところです。

加えて、関係機関と連携し、消費者トラブル等を分かりやすくまとめた啓発動画を全ての府立学校に周知するなど、情報発信に努めております。

【商工労働部】

令和３年度以降、当課では若年者の金銭トラブル防止啓発チラシ及び金融リテラシー学

習の視点でパンフレットを作成し、当課ホームページへの掲載や府立高校・大学をはじめ、府内の教育施設、市町村、弁護士会等に送付し、注意喚起を行ってまいりました。

今年度は、府民向けに作成した「金融トラブル防止」のチラシを活用し、大阪府立学校及び府内私立高校に対して、在校生への啓発の協力依頼を行いました。

引き続き、当課ホームページはもとより、Facebook や X (旧 Twitter) など若年者がよく利用する SNS 等を活用し、庁内外関係機関と連携して効果的な啓発を行ってまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

教育庁 教育振興室 高等学校課

商工労働部 中小企業支援室 金融課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7．住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（1）住宅セーフティネット制度については、登録住宅を住宅確保要配慮者が実質的に利用できる状態になっているかを点検し、空室物件の確保や専用住宅の登録拡大をはかるとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化補助を拡充すること。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置・実働化や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化すること。

（回答）

住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット登録住宅については、大阪府による登録審査の段階で、各戸の床面積、住宅の構造、設備等が国土交通省令等で定められた基準に適合しているかを確認し、登録を進めています。

さらに、セーフティネット住宅の登録促進のため、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。

家賃等の低廉化補助については、セーフティネット住宅を活用した国による補助制度に関して、市町村や居住支援法人等を対象とした研修会において制度活用事例の紹介等を行っています。

また、地域の実情に応じた居住支援体制の構築に向けた活動を行う事業者への補助により、市区町村単位の居住支援協議会の設立を促進するとともに、住宅確保配慮者への入居支援や情報提供を行う居住支援法人の指定を進めております。

なお、令和6年6月の住宅セーフティネット法改正により、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度の創設や、市区町村単位の居住支援協議会設立の努力義務化、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などが盛り込まれたところで、国において令和7年10月に施行が予定されていますが、引き続き、国の動きを注視しつつ、居住支援体制の充実に向け取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7．住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（2）生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」（追い出し屋、脱法ハウスなど）を根絶するための規制を引き続き強化すること。

（回答）

【福祉部：波線部について回答】

大阪府におきましては、生活保護の被保護者が、住居と生活サービス等を併せて提供を受けるいわゆる「住居困い込み」を行う事業者により、不利な契約を締結することを余儀なくされ、その自立が阻害されないよう、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」により、二人以上の生活保護受給者に住居を提供し、併せて、食事等の生活サービス又は金銭管理サービスを提供する事業者に対し、契約プロセスの明確化及び生活保護受給者の解約権の保障を義務付けております。

条例の対象となる事業を実施している事業者が運営する施設に居住する場合には、契約に基づき、生活保護受給者自身の判断でそのサービスを解約することができます。

生活保護受給者がサービスを解約しようとしたが、当該事業者が解約権を行使させない場合には、府は福祉事務所等と連携して、条例に基づき当該事業者を指導することになります。

（社会援護課）

【都市整備部：一重下線部について回答】

下線部家賃を滞納した入居者に対して、鍵の交換等の行為を行い、退去を迫るなどの不当な追い出し行為等の規制については、平成 29 年度に、国による家賃債務保証業者の登録制度が創設されており、家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者が登録されています。

大阪府では、家賃滞納リスクに対する家主の不安解消のため、家主や管理会社、不動産業者等に対して、本制度に登録された業者を活用するよう推奨しています。

（居住企画課）

【都市整備部：二重下線部について回答】

建築物が安全に利用できるよう国土交通省の通知に基づき、平成 25 年から多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物（いわゆる違法貸しルーム）に関する情報収集・現地調査を行っています。現地調査の結果、建築基準法違反があれば建築物の所有者等に対し是正を求めています。

（建築安全課）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7．住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

①住居確保給付金のコロナ特例の一部恒久化（職業訓練給付金との併給、離職要件の緩和、再支給要件の拡大など）などの制度改善についての周知広報を強化し、住居を失う恐れのある方々の利用を促進する。

（回答）

今般の生困法改正に伴い、住居確保給付金が拡充され、家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助が創設されました。

今後も府のホームページ上での周知や、府内各自治体の生活困窮者自立相談支援機関への周知を引き続き行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7．住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

②大阪府の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。

③改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。

（回答）

公営住宅の事業主体は、法に基づく国の承認を得た上で、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため当該者に公営住宅を目的外使用させることができます。

また、府営住宅や市営住宅では、居住支援法人が空き室を住宅困窮者向けの自立支援を行う住戸などとして活用しております。

住宅セーフティネット法に基づき、賃貸住宅の円滑な入居のための相談や情報提供、見守りなどの生活支援、入居者への家賃債務保証などを行う者を居住支援法人として指定しており、この居住支援法人の中には、生活の安定及び向上のため、就労支援等を行う法人もあります。

なお、令和6年6月の住宅セーフティネット法改正により、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度の創設や、市区町村単位の居住支援居議会設立の努力義務化、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などが盛り込まれたところで、国において令和7年10月に施行が予定されていますが、引き続き、国の動きを注視しつつ、居住支援体制の充実に向け取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅲ．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7．住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（4）高齢者の居住用資産の有効活用により生活の安定・向上をはかるため、リバースモーゲージ制度の普及に向け、制度の周知に止まらない具体的な支援を引き続き検討し実施すること。

（回答）

【都市整備部】

リバースモーゲージは、一定の資産価値のある住宅を保有する高齢者が、リフォームや住替え、建替え資金を確保するための有効な手段であるとともに、融資の返済に際して住宅が売却されるなど、住宅の流通が活性化し、ひいては、空家の発生抑制にも一定の効果があると考えられます。

大阪府では、リフォーム・リノベーション市場の活性化を目的とした「大阪の住まい活性化フォーラム」の取組みとして、本制度の普及を図っており、今後とも、事業者や市民向けのセミナーにおいて、民間金融機関と住宅金融支援機構とが連携した融資制度の「リ・バース 60」等を紹介するとともに、本制度の紹介を含む国のリフォームに係るガイドブックの配布を行っていきます。

（※）リバースモーゲージ制度

自宅を担保にして銀行など金融機関から借入をし、その借入金を毎月（あるいは毎年）の年金という形で受け取る融資制度のこと。

【福祉部】

現在、低所得の高齢者世帯を対象とし、居住する土地を担保に生活資金の貸付を行う公的貸付制度として不動産担保型生活資金貸付を実施主体となる大阪府社会福祉協議会において行っており、府のホームページ上での周知や、府内各自治体の生活困窮者自立相談支援機関への周知を引き続き行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課
福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

IV. 消費者政策の充実強化

1. 地方消費者行政の充実・強化

大阪府は、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の実行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかるよう引き続き要請する。また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、地方消費者行政予算措置のこの間の推移を明らかにすること。

2. 消費者団体の公益的活動に対する支援

大阪府は、現に公益的な活動を行う適格消費者団体、特定適格消費者団体および各地に設立されている消費者団体に対し、その意義を社会的にも評価し、財政面・情報面の支援を行うよう要請する。

3. 地域における消費者教育の推進

大阪府は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を引き続き進めるよう要請する。特に、2022年4月1日から施行された成年年齢の18歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を引き続き図るよう要請する。加えて、18歳への引き下げから1年以上が経過したことから、特に課題となった点、それへの対応など把握されている特徴的な事例があれば示されたし。

（回答）

1.

府として消費者行政に携わる人材の支援・育成については、市町村の消費生活相談員や行政職員への助言等を行うとともに、相談員の育成と資質向上のための各種研修を実施しています。

消費者相談体制の維持・強化としては、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町村における消費生活相談窓口の整備や相談苦情処理体制の充実を支援するとともに、府が市町村の消費生活相談への助言や巡回訪問等の援助を行う「指定消費生活相談員」を設置しています。

また、相談員の安定的な確保ができる体制を整備するため、消費生活相談の実務経験の無い有資格者を即戦力となる人材として育成し、相談員の募集を行う市町村とのコーディネートを行う「即戦力となる消費生活相談員の育成・コーディネート事業」を実施してい

ます。

さらに、国に対しては、平成 30 年度に行われた地方消費者行政にかかる交付金の制度改正以降、昨年までに続き、令和 6 年 7 月にも必要な財源の確保などを要望したところです。

本府も厳しい財政状況が続いておりますが、今後も引き続き、地方消費者行政の予算確保に努めてまいります。

【地方消費者行政予算額の推移】

(単位：千円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
消費生活 C 当初予算額		277, 742	271, 108	281, 889	279, 492	280, 190
内 訳	一般財源	129, 232	127, 222	127, 093	126, 758	129, 828
	地方消費者行政強化交付金	148, 510	143, 886	154, 796	152, 734	150, 315
	大阪府分	37, 837	40, 911	39, 825	40, 396	41, 535
	市町村補助分	110, 673	102, 975	114, 971	112, 338	108, 780

参 考	地方消費者行政強化交付金他所属分	25, 077	25, 058	25, 137	23, 073	24, 806
--------	------------------	---------	---------	---------	---------	---------

2.

府と特定適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西（KC's）は、平成 30 年 3 月 23 日、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に係る消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書を締結し、消費者被害の未然防止、拡大防止及び被害回復について連携を図っています。このほか、府が大阪弁護士会と共同で実施している「共同事例研究会」への参加の呼びかけを行っています。今後も可能な範囲で公益的な活動を行う KC's を支援してまいります。

また、府内の消費者団体とは消費者フェアなどの場を通じて連携を図っています。

3.

「大阪府消費者基本計画(第 2 期)」では、消費者施策の「めざすべき姿」として府、市町村、事業者、事業者団体、消費者（府民）、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識し主体的に責任ある行動をとり、お互いが協力し合いながら、安全・安心で持続可能な消費生活を実現する「消費者市民社会」の構築を掲げています。本計画では若年者の消費者教育の推進を重点取組の一つとして設定しており、地方消費者行政強化交付金の活用等を図りながら取組を進めています。

成年年齢引下げを見据え、令和 2 年度から令和 4 年度までに作成した、若者に人気のお笑い芸人が未成年者の契約やクレジットカードの使い方等についてコントでわかりやすく解説した動画を、教育庁を通じて府内各高等学校等に周知するとともに SNS 広告等で配信

しています。また、平成 28 年度に作成した高校生向け消費者教育教材「めざそう！消費者市民」の活用を促進してきましたが、昨年度に引き続き令和 6 年度は新たに支援学校（高等部）向け消費者教育教材「SNS」編を作成・配付するなど、学校等における消費者教育の支援を行っています。

さらに、府ホームページ、X（旧ツイッター）、メールマガジンなどでも若者が陥りやすい消費者トラブルとその対処法、市町村相談窓口等について、周知を行っています。

今後も、若年者の消費者被害を防止するため、消費者教育・啓発を推進してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

IV. 消費者政策の充実強化

4. 消費者と事業者の良好な関係性の促進

大阪府は、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めることを引き続き要請します。

（回答）

【府民文化部】

本府消費者行政では、消費者基本法等に基づき、事業者 비해、不利な立場に置かれている消費者の利益の擁護・増進を図るため、消費者被害の防止と自立支援に向けた消費者教育に取り組んでおります。

近年、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっていることを踏まえ、消費者庁がまとめた資料を活用するとともに、消費者が意見を伝える際のポイントをまとめたチラシや動画を作成し、消費者教育や啓発を行っております。

今後とも、適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮しつつ、引き続き、適切な消費者行動について、様々な機会を通じ、消費者への教育や啓発等の取組を進めてまいります。

【商工労働部】

「改正労働施策総合推進法」において、企業の事業主に、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

また、同法に基づく、いわゆる「パワハラ防止指針」において、事業主は顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、その雇用する労働者が就業環境を害されないよう相談対応体制や被害者への配慮のための取組、ハラスメント等防止のための取組を行うことが望ましいとされているところです。

大阪府労働相談センターでは、センターにおける労働相談や、ハラスメントを含む労働問題に関する研修に、無料で講師を派遣する「きまえ研修」などにおいて、「パワハラ防止指針」の周知・啓発に取り組んでいるところです。

また、令和6年度においては、事業主等を対象にカスタマーハラスメント対策に関する啓発セミナーを実施したところです。

引き続き国と連携して、事業主に対し、労働相談センターにおいて作成した啓発冊子「職

場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の配布等を行うことにより、法及び指針の周知・啓発等に努めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

V. ディーセント・ワークの確立

1. 障がい者雇用の促進

大阪府は、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるよう指導するとともに、知事部局、教育庁、大阪府警本部について雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行うよう要請する（回答に当たっては、それぞれの雇用率（数値）の経年的データをお示し願いたし）

またここ数年間の教育庁における障がい者雇用率と法定雇用率との乖離についての見解及び具体的な改善策について示されたし。

（回答）

【総務部】

知事部局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用の促進に努めており、令和6年度の障がい者雇用率は3.55%となっております。

また、当該雇用率について、令和6年12月27日に総務部人事課のホームページで公表したところです。

今後とも法の趣旨を踏まえ、障がいがある方の雇用促進に向けて取り組んでまいります。

【参考】大阪府（知事部局）における雇用率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雇用率	3.63	3.45	3.53	3.51	3.49	3.55

※各年度6月1日時点

※議会事務局を含む（厚生労働大臣特例認定）

【教育庁】

大阪府教育委員会では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用の促進に努めており、令和6年度の障がい者雇用率は2.11%となっております。

また、当該雇用率について、令和6年12月26日に教育庁教育総務企画課のホームページで公表したところです。

実雇用率が法定雇用率を下回る状況にあることから、採用選考において障がい種別を撤廃したほか、知的障がいのある府立学校の卒業生の就労支援を行う「教育庁ハートフルオ

フィス」に取り組むなど、障がいのある方の雇用拡大に努めているところであり、今後とも法の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用促進に向けて取り組んでまいります。

大阪府教育委員会における障がい者雇用率の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
法定雇用率	2.40%	2.40%	2.50%	2.50%	2.50%	2.70%
雇用率	1.64%	1.84%	1.99%	2.03%	2.09%	2.11%

【警察本部】

災害に便乗した悪質商法、詐欺、空き巣等の犯罪の発生を防止するため、引き続き、防犯対策情報等について、防犯速報、安まちアプリ、X等で府民に発信するとともに、関係する機関や団体へ情報提供を行うなど、犯罪被害防止に関する啓発活動を継続して行ってまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

教育庁 教育総務企画課

教育庁 教職員室 教職員人事課

大阪府警察本部 府民安全対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

V. ディーセント・ワークの確立

2. 公契約条例の制定

大阪府が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約基本法や条例を制定するよう引き続き要請する。あわせて大阪府の「公契約条例」に対する基本的な認識を示されたし。

（回答）

【総務部】

知事部局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用の促進に努めており、令和6年度の障がい者雇用率は3.55%となっております。

また、当該雇用率について、令和6年12月27日に総務部人事課のホームページで公表したところです。

今後とも法の趣旨を踏まえ、障がいがある方の雇用促進に向けて取り組んでまいります。

【参考】大阪府（知事部局）における雇用率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雇用率	3.63	3.45	3.53	3.51	3.49	3.55

※各年度6月1日時点

※議会事務局を含む（厚生労働大臣特例認定）

【商工労働部】

賃金その他の労働条件は法律によるべきものであり、国の動向を注視していきます。

（回答部局課名）

総務部 契約局 総務委託物品課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

V. ディーセント・ワークの確立

3. 職場におけるハラスメントの防止

大阪府は大阪労働局とも連携し、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底するよう引き続き要請します。

（回答）

職場におけるセクシュアルハラスメント防止については、男女雇用機会均等法により、事業主に雇用管理上必要な措置を講ずることが義務付けられています。

また、「改正労働施策総合推進法」において、企業の事業主に、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

大阪府では、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを含む職場のハラスメントの防止を図る「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページでの公表により、事業主等への周知・啓発に努めています。

また、事業主からの求めに応じ、労働法やハラスメントを含む労働問題に関する研修に、無料で講師を派遣しております。

引き続き、国と連携し、各種啓発冊子の配布等により、法及びガイドラインの周知・啓発等に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

V. ディーセント・ワークの確立

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

（１）大阪府は、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進すること。その際、テレワーク等になじまない職種に従事する労働者も含めて対策を講じること。

（回答）

大阪府では大阪労働局等の関係機関と連携して、11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」に設定し、「ノー残業デー」の実施などによる時間外労働の削減や、年次有給休暇の取得促進などを呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図っています。

また、令和6年度においては、府内中小企業を対象に、新たな休暇の付与やテレワークなどの柔軟な働き方についてセミナーを実施するなど、周知・啓発に努めています。

さらに、テレワーク等になじまない職種に従事する労働者を含むすべての労働者に対する支援として、ワーク・ライフ・バランスの実現を目的とした休暇取得の促進等の働きかけを、経済団体や労働団体に行っています。

<ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間>

- 定時退社を心がけ、時間外労働の削減に取り組みましょう。
～特定の日や曜日に「ノー残業デー」を設定し、定着させましょう～
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
～土日・祝日にプラスワン休暇して連続休暇を取得しましょう～

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

(要望項目)

V. ディーセント・ワークの確立

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 大阪府は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスの提供に引き続き努めること。また、介護従事者が働き続けられるよう、賃金・処遇の大幅な改善をはかるよう引き続き努めること。

(回答)

【一重下線部について回答】

市町村が設置する地域包括支援センターでは、総合相談業務として、本人・家族等からの相談内容に応じ情報提供や、継続的・専門的な個別支援を実施しています。

大阪府では、介護離職を防ぐためにも、課題を抱える家族介護者が地域包括支援センターの総合相談につながるよう、広報の展開や、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員をはじめとした地域の多様な主体との連携体制の構築について市町村に働きかけてまいります。

(介護支援課)

【二重下線部について回答】

介護職員の賃金については、これまでから、介護報酬における処遇改善加算の数次に渡る改定により、改善が図られてきたところです。

介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、

- ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。
- ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。
- ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

について、国に要望しています。

なお、令和6年11月に閣議決定された国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる」ことを目的に、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職

場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し所要の額を補助する事業が盛り込まれたことから、本府においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

また、同総合経済対策では、生産性向上の取組を通じた職場環境の改善について、介護ロボット・ICT等の導入の補助に係る支援も盛り込まれており、処遇改善加算と合わせ、取り組んでまいります。

(介護事業者課)

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課 (傍線部)

福祉部 高齢介護室 介護事業者課 (波線部)

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅴ. ディーセント・ワークの確立

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

（3）大阪府は、待機児童の解消と感染症拡大時の危機を想定して、保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進するよう引き続き努めること。

（回答）

保育人材確保については、潜在保育士の現場復帰を促す保育士・保育所支援センター事業、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の再就職支援のための保育士修学資金貸付等事業を実施しているところです。

保育士の処遇改善については、平成 27 年度以降、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約 9 %の改善がなされています。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等が実施されております。

また、人事院勧告に準拠した公定価格の基本分単価等の引き上げも行われており、令和 6 年度には 10.7%の改善がなされ、国の令和 7 年度予算案にも反映されているところです。府としては、更なる処遇改善について、国に引き続き要望してまいります。

教育訓練の実施・促進については、心肺蘇生の実技を含む事故防止研修や教育庁と連携し教育・保育の質の向上のための各種研修等を実施しており、引き続き、保育の質の向上に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

VI. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、大阪府としての積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に向け、メルマガによる広報に加え、より積極的に努めるよう要請する。

（回答）

大阪府では、これまで、府内の中小企業勤労者福祉サービスセンター等で構成する「大阪府事業所福祉共済事業運営協議会」にオブザーバーとして参加し、同協議会の事業への支援に努めてきたところです。

また、これまで、労働者、労働団体、市町村等向けの労働関係情報メールマガジンにて、事業所福祉共済事業の周知を行い、同センターの未設置エリアの解消に向け努めてきたところです。

同協議会は加入団体が自立的に運営していることから、大阪府としては、引き続き必要な協力を行ってまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

1. 子育て支援

（１）こども基本法の理念にもとづき、保護者が安心して生み育てられる条件整備や、子どもが健やかに育つための環境整備をはかること。また、子育ては当事者・家族に委ねるのではなく社会全体で支えることについて合意形成をはかり、十分な財源を確保すること。

（回答）

府では、保護者が安心して生み育てられるよう、「大阪府子ども総合計画」に基づき新子育て支援交付金による市町村支援、保育所及び放課後児童クラブの整備にかかる支援等に取り組んでいます。

また、今年度、こども基本法に基づく「こども大綱」を勘案し、新たに「大阪府子ども計画」を策定しています。

「大阪府子ども計画」においては、子どもの養育の基盤である家庭及び子ども・若者や子育て当事者を支援する関係者への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むとともに、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくこととします。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

1. 子育て支援

（２） 大阪府は、妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口の地域内での拡充に向けたイニシアティブを発揮するとともに、改正育児・介護休業法の施行も踏まえて、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させること。

（回答）

平成 29 年 4 月の母子保健法改正により法定化された子育て世代包括支援センターは、令和 2 年度末に府内全市町村に設置され、令和 6 年 4 月からは児童福祉法改正により、こども家庭センターの母子保健機能として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われております。また、令和 4 年度からは、出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠・出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行っています。

本府としましては、平成 27 年度より、保健師等専門職の人材育成のための「母子保健コーディネーター育成研修」「保健師等母子研修」や市町村間で意見交換等を行う「妊娠・出産包括支援推進連絡会」を実施し、父親支援も含む産前・産後サポート事業の推進に必要な専門的な知識やスキルの向上を図っています。

引き続き、同センターが行う相談支援の充実および体制強化が図られるよう市町村支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

1. 子育て支援

（3）大阪府は、必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実させること。加えて保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。なお、必要な財源について安定的に措置するよう、国に対して引き続き要望するとともに、大阪府幼児教育センターの機能強化をはかること。さらに「幼児教育に関わる教職員の育成指標」及び「幼児教育研修体系」に基づく各種施策の進捗状況について具体的に示すこと。

（回答）

【福祉部：一重下線部について回答】

子ども・子育て支援新制度における保育サービス等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みとなるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置することを、府として国に要望しており、引き続き働きかけてまいります。

保育人材確保については、潜在保育士の現場復帰を促す保育士・保育所支援センター事業、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の再就職支援のための保育士修学資金貸付等事業を実施しているところです。

職員の配置については、国において、令和6年度に4・5歳児の配置基準を従前の30対1から25対1へと見直すとともに、公定価格上の加算措置が新設されました。3歳児については、既に加算措置により20対1から15対1へと改善が進められていましたが、配置基準についても見直されました。

また、国の令和7年度予算案において、1歳児の職員配置についても加算措置により6対1から5対1へと改善を進める方針が示されたところです。

保育士の処遇改善については、平成27年度以降、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約9%の改善がなされています。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等が実施されております。

また、人事院勧告に準拠した公定価格の基本分単価等の引き上げも行われており、令和6年度には10.7%の改善がなされ、国の令和7年度予算案にも反映されているところです。府としては、更なる処遇改善について、国に引き続き要望してまいります。

【教育庁】

幼稚園は地域に密着した教育機関であることから、地域の実情に応じてその充実が図られてきたところであり、人材の確保・適正配置及び処遇等については、市町村において総合的な観点から有効な方策を確立していくことが望ましいと考えています。

今後も、国の動向を踏まえて、市町村教育委員会が、それぞれの地域の実情に応じて幼児教育の充実を図るとともに、将来の動向を見極めながら、長期的視点に立って適切に対処するよう働きかけます。

(小中学校課)

私立幼稚園の幼稚園教諭の処遇改善については、平成 29 年度に幼稚園教諭の人材確保支援にかかる制度を創設し、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む園に対して、経常費補助金を加算しています。また、国において、幼稚園教諭や事務職員等を対象に、収入の 3 % 程度（月額 9,000 円）賃上げするための措置を令和 4 年 2 月から実施してきました。その後、令和 5 年 1 月から国事業の後継として経常費補助金に加算して支援を行ってきたところです。

国の令和 7 年度当初予算で幼児教育の質の向上のための処遇改善を実施した場合の加算を新たに創設することが検討されています。大阪府においても、国予算の動向を注視しながら必要な予算の確保に取り組んでまいります。

(私学課)

大阪府としては、幼児教育の質の向上を図るため、平成 30 年 4 月より大阪府幼児教育センターを設立し、教職員研修の充実を図るとともに、地域の幼児教育について指導助言を行う幼児教育アドバイザーの育成にも取り組んでいるところです。

大阪府幼児教育センターでは、「幼児教育に関わる教職員の育成指標」に基づき「幼児教育研修体系」を作成し、園長、所長、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、幼児教育アドバイザー等を対象としたキャリアステージに応じた研修を計画的に実施し、幼児教育に携わる教職員の資質・能力の向上を図っています。

また、各園所においては、園所内研修のテーマ設定を行う際に本指標を参考にするなど、教員の資質向上に活用しています。

(教育センター)

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 私学課

教育センター

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

(1) 総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充と、これまでの取り組みについての評価を示すこと。

（回答）

本府では、在宅医療の受け皿の拡充のため、大阪府医療計画に基づき、在宅医療に関わる医師、看護師等の育成や、在宅医療を支える病院・診療所の拡充など在宅医療提供体制の整備を進めているところです。

具体的な施策として、次のような事業を実施しています。

- ① 各地域に設定した在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関を中心とした地域のサービス基盤の整備を支援
- ② 訪問診療に関心のある医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組みを支援
- ③ 多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援
- ④ 病院や診療所の退院調整に携わる職員に対する研修を支援
- ⑤ 多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、個別疾患や意思決定支援等のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組みを支援
- ⑥ 病院の入退院支援機能強化に向け、退院調整を行う看護職員等の配置を支援
- ⑦ 機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援

また、PDCA サイクルに基づき医療計画に基づく取組を推進するため、毎年度、各取組の効果検証を行うとともに、3年に一度評価を行っています。前述の各事業については、2023年度までの取組について、概ね予定どおりに進んでいると評価したところです。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（2）地域医療構想の実現にむけて、府域自治体は公的病院などとの連携を強化するよう大阪府としてイニシアティブを発揮すること。

（回答）

本府としては、公立・公的医療機関が今後担うべき役割について、地域で協議していくことが重要と考えています。

そのため、本府では2018年度から毎年、府独自に医療データの分析を行い、全ての一般病院を対象とする病院連絡会等において、各病院の今後の方向性について、地域の実情等を踏まえ協議の上、確認しています。

今後も、引き続き、各病院の方向性を確認するとともに、必要に応じて地域の実情に応じた協議を行い、府域自治体が公的病院等との連携を強化できるよう、医療提供体制の適切な確保に努めます。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

VII. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（３）大阪府における医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化すること。また医師と診療科の地域偏在是正へのさらなる取り組み、人材紹介業者に依存しない医療従事者確保を国とも連携し大阪府主体ですすめること。

（回答）

医師の働き方改革を進めるため、大阪府では病院勤務医の負担軽減のため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、タスクシフト／シェア等に要する経費への補助を実施するほか、地域において、必要な医師を確保するため、救急・周産期等の分野における医師確保や育成を目的として、地域医療支援センター運営事業や大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業などを実施し、医師偏在（地域偏在・診療科偏在）是正に取り組んでいます。

具体的には、地域医療支援センター運営事業では、若手医師のキャリア形成支援や周産期や救急等に係るセミナーを開催するなどにより、大阪府内の医師確保や育成に努めており、その内容を充実させるなど、引き続き強化を図ってまいります。

加えて、地域医療確保修学資金等貸与事業では、人口あたりの病院勤務医師数の少ない医療圏に所在する公立病院や、産科、小児科及び救急科等の分野での診療業務への従事を返還免除条件に、医学生に修学資金を貸与し、本事業を通して養成した医師を府内の医師不足地域等での医療機関に派遣しています。

今後も、国の動向や広域自治体としての役割等を踏まえ、大学や市町村、府医師会をはじめとした医療関係者などで構成する医療対策協議会の意見も伺いながら、府の実情に適した効果的な医師確保策を検討・実施します。

なお、医師の確保・養成に関しては、都道府県の努力だけでは解決できない課題も多いため、国に対して、計画的な医師養成の推進や、地域において必要な医師確保策の拡充等について、引き続き要望していきます。

看護職員の確保については、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、「養成・

資質向上」「定着・離職防止」「再就業支援」を柱とした取組を進めています。

「養成・資質向上」としては、看護師等養成所に対する運営・設備補助や指導のほか、教員等養成のために専任教員養成講習会・実習指導者講習会を開催しています。「定着・離職防止」としては、病院内保育所に係る補助や新人看護職員研修に対する補助を行うほか、中小規模病院の看護職員を中心に離職防止を目的とした多施設合同研修を実施しています。「再就業支援」としては、潜在看護師が職場復帰できるよう、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業を図るための各種講習会、就職相談会を開催しています。引き続き、これらの事業を充実するなど、看護職員の確保に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（４）2024 年 4 月から新型コロナの治療薬の公費負担がなくなり、通常の医療費負担となっている。ただし治療薬が高価なため、医療費の負担が大きくなっている。中には重症化するリスクがあるにも関わらず治療を躊躇する方も散見される。こうした治療費の負担を軽減するため、重症化する可能性のある方や低所得者の方への医療費助成の検討を要請する。

（回答）

新型コロナウイルス治療薬の薬剤費に係る公費負担制度は、国の方針による通常医療への移行に伴い、令和 6 年 3 月末で終了しました。

4 月以降は、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた患者負担となっていますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなっています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（５）医療機関に対する助成金（空床補填や感染防止対策費など）については、今後の感染状況も踏まえて必要に応じ財政支援を検討すること。

（回答）

令和６年４月１日施行の改正後の感染症法に基づき、都道府県は新興感染症等の発生・まん延に備えた対策を講じることとなっており、府においても令和５年度（令和６年３月）に「感染症予防計画」を改定しました。

当該計画を踏まえ、新興感染症の対応を行う旨の協定を締結した医療機関等に対する設備整備を支援するため、「大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備事業」等を実施し、医療機関に対する財政支援を行っているところです。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（１）地域医療介護総合確保基金や各種交付金・助成金を活用し、介護人材確保や物価高騰対策を強化する事。特に、基金等を活用した地域密着型サービスに対する対策を拡充する事。

（回答）

【一重下線部について回答】

大阪府では、「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた各種事業を実施しております。

介護人材確保・職場定着支援事業として地域医療介護総合確保基金を活用し、大阪福祉人材支援センターに専門的知見を有するキャリア支援専門員を配置し、地域関係機関との連携強化や一般大学生、資格取得者等への働きかけにより介護業界へのマッチングを図っております。また、大阪労働局やハローワークとの連携を強化し、合同面接会やセミナーを実施しております。

今後とも、介護人材の安定的な確保・定着を図るため取組みを推進して参ります。

（福祉人材・法人指導課）

【二重下線部について回答】

地域密着型サービスを行う事業所については、市町村が、地域の実情に応じて見込んだ介護サービス量を元に整備を進めており、府においては、市町村に対し大阪府地域医療介護総合確保基金による間接補助を行っているところです。

今後ともこの補助制度の周知に努め、市町村での活用を促進してまいります。

（介護事業者課）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（２）利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護１・２に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにすること。

（回答）

軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方については、令和４年度の社会保障審議会介護保険部会における議論や令和５年１２月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第１０期計画期間の開始までの間に、包括的に検討を行い、結論を出すこととされており、大阪府としては、その状況を注視してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（3）地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施すること。

（回答）

「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源である地域支援事業交付金については、上限額を上回る場合でも、一定の特殊事情を勘案し国の「個別判断」により認められており、国に協議をされている市町村の事例もあります。

また、府内の市町村において、地域支援事業費等を活用し「介護予防・日常生活支援総合事業」が行えるよう、大阪府として今後とも都道府県としての法定の費用負担を行っていくとともに、必要に応じて国に対し財源の確保を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（４）「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善について、継続的に国に要望し、具体的な回答を得る努力を強化すること。

（回答）

介護職員の賃金については、これまでから、介護報酬における処遇改善加算の数次に渡る改定により、改善が図られてきたところです。

介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、

- ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。
- ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。
- ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

について、国に要望しています。

なお、令和6年11月に閣議決定された国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる」ことを目的に、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し所要の額を補助する事業が盛り込まれたことから、本府においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

また、同総合経済対策では、生産性向上の取組を通じた職場環境の改善について、介護ロボット・ICT等の導入の補助に係る支援も盛り込まれており、処遇改善加算と合わせ、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（５）大阪府は、府域市町村における見守りに関するネットワークを支援するとともに、「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結組織、団体数が増加していないことから、直近の数を明らかにするとともに、団体数の拡大に引き続き努め、その実効性を高めること）

（回答）

本府では、現在、大手コンビニエンスストア、金融機関、保険会社等 24 者との間で「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、府内市町村で構築されている行方不明高齢者等の早期発見・保護を目的とした「見守り SOS ネットワーク」へ参画いただくなど市町村が行う地域における認知症高齢者等の見守り活動を支援しています。

協定締結企業・団体数は、ここ数年の間、増加しておりませんが、同ネットワークの更なる充実を図るため、府では別途「包括連携協定」を締結している企業にも、その連携項目に応じて、認知症に関する啓発や同ネットワークへの協力について要請し、参画いただくなど取組を進めているところです。

引き続き「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結企業等の拡大のため、府ホームページ等を活用し、企業等への周知に努めるとともに、府内市町村において同ネットワークの実行性が高まるよう、市町村の支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（６）成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を引き続き行うこと。また地域の実情に即した利用促進のための具体策を早急に策定、実施すること。

（回答）

令和４年３月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市町村は権利擁護支援の地域連携ネットワークを包括的なものとしていくため、市町村計画の策定やコーディネート機能を担う中核機関等の段階的・計画的な体制整備が求められています。

府では、担い手の確保及び地域共生社会の実現のため、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」としての法人後見支援事業を実施するとともに、市民後見人の養成に関するホームページの掲載や市民後見人を養成する市町村に補助を実施しています。

また利用促進のための具体策を検討するため、市町村長申立等の実態調査により地域の実情を把握し、専門職団体や家庭裁判所を交えた権利擁護支援体制推進分科会の開催を予定しています。

併せて、地域の実情に即した利用促進を図るため、中核機関の整備状況等、市町村の取組状況に応じた意見交換会を実施しているところです。

今後もこうした取組を引き続き行い、市町村を支援していきます。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（7）市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援の強化を引き続き行うこと。加えて「ヤングケアラー支援推進指針」に基づく諸施策について具体的な成果を示すこと。

（回答）

【一重下線部について回答】

市町村が設置する地域包括支援センターは、複合的な課題の解決に向け、課題に応じた支援機関へつなぐなど関係機関との連携に努めております。

大阪府では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、複合的な課題の解決に向け適切な相談対応がなされるよう、研修会等を通じて地域包括支援センターの人材育成や機能強化に向けた支援をしています。

（介護支援課）

【二重下線部について回答】

大阪府では、ヤングケアラーへの支援を進める必要があるとの認識のもと、市町村、事業者や学校とも連携した取組みが進められるよう、府の施策の方向性と具体的取組みを示すため、大阪府ヤングケアラー支援推進指針を令和4年3月に策定し、「社会的認知度の向上、早期発見・把握」「プラットフォームの整備」「支援策の充実」に取り組んできました。

令和6年12月には、同年6月の子ども・若者育成支援推進法改正により、都道府県の役割が明確化されたことなどを踏まえ、同指針を改定しました。

具体的には、社会的認知度の向上、早期発見・把握の取組として、シンポジウム等を開催するとともに地域包括支援センターの職員などの福祉専門職等を対象とした研修を実施しており、過去に実施をした福祉専門職を対象とした実態調査の結果を活用しております。

プラットフォームの整備を図るため、市町村支援の取組みとして、市町村担当課長会議では好事例の共有や学識経験者による講演会を開催するとともに、市町村担当職員やスクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー等を対象とした研修に講師を派遣しており、30市町村で28回実施しております。

支援策の充実としては、大阪府福祉基金を活用して、ヤングケアラー支援に取り組む10団体に助成をしました。

引き続き、庁内関係部局並びに市町村等との連携・協働により、同指針に沿った取組みを

通じて、子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いていくことが叶う社会の実現に取り組んでまいります。

(地域福祉課、子ども青少年課)

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅶ. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（８）地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を引き続き強化すること。

（回答）

地域包括支援センター間の総合調整や後方支援機能を有する基幹型地域包括支援センターの設置については、市町村が地域の実情を踏まえて設置するものと考えますが、機能強化に取り組むことは重要です。

大阪府では、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防ケアマネジメントが実施されるよう、研修会等を通じて地域包括支援センターの人材育成や機能強化に向けた支援をしています。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅷ. 大阪労福協が展開する各事業への支援

1. 「ライフサポートセンター」事業

大阪労福協が中心となって進めている「ライフサポートセンター事業」は、勤労者はもとより全ての府民の暮らしの総合支援・拠り所となるよう、労働相談をはじめ年金、多重債務問題などあらゆる相談にワンストップで対応できるよう取り組んでいる。

大阪府においては、「ライフサポートセンター事業」に対する一層のご理解と相談機能活用のための周知、及び府行政各部門との連携強化について、引き続きの支援・協力を要請する。

（回答）

「ライフサポートセンター事業」は、労働者とその家族の安心、安全な生活を実現するために重要な取り組みであり、大阪府としては、同事業の円滑な実施が図られるよう、これまでと同様に、貴協議会の月間広報誌である「ラ・ポール」の配架等、情報提供について協力していきます。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

VIII. 大阪労福協が展開する各事業への支援

2. 「退職準備セミナー」等、多彩なセミナー事業

大阪労福協が主催する「退職準備セミナー」は、勤労者が定年退職後も安心できる生活を送るため、年金や税金をはじめとする生活資金設計に対するサポート事業として、有資格者によるセミナーとして開催し、毎回定員に達するなど府民の期待が高まっています。また 2021 年度からは参加者の声に応え、専門性を高めた「退職準備ゼミナール」も開始した。

さらに「生活応援セミナー」では、府民のライフステージに則し、府民の関心の高いテーマで開催し好評を得た。これら大阪労福協のセミナーの周知をはじめ大阪府の更なる支援、協力を要請する。

（回答）

貴協議会が主催するセミナーについては、これまでも大阪府の労働関係情報メールや労働環境課執務室前でのチラシ配架等により、周知に努めてきたところです。

今年度においては、貴協議会の依頼を受け、昨年 7 月に「正木 明 講演会」を、1 月には「蓮池 薫 講演会」を配信しています。

今後も、労働者福祉に寄与するセミナーについては、その周知に協力してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

Ⅷ. 大阪労福協が展開する各事業への協力、支援

3. 「なにわ美術展」

「なにわ美術展」は、その前身を含め、30 余年の長きに亘たり美術を愛好する勤労者や府民に絵画作品出展の場を提供するとともに、文化・教養向上の機会として親しまれてきた。2024 年 11 月に開催を予定している「第 21 回なにわ美術展」について、大阪府においては府民文化事業の一環としての位置づけのもと、引き続きの支援を要請する。また、展示会場として、エル・おおさか（行政財産）の施設使用についても、引き続きの理解と協力を要請する。

（回答）

「なにわ美術展」は、その開催趣旨から、労働者福祉の向上に寄与するものと考えられることから、大阪府として後援してまいりました。

より多くの府民が来場できるよう、大阪府の労働関係情報メールで情報提供も行っており、今後も、こうした取り組みを継続していきます。

今後とも、「なにわ美術展」の開催につきましては、協力してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

IX. 大阪府立労働センターの機能強化について

改正された大阪府立労働センター条例が2024年4月から施行されたが、引き続き府立労働センターの設置経緯や設置目的に沿った機能強化、運用とされるよう要請する。

なお今後も条例改正に伴う運用が入居している労働団体等に影響を及ぼす可能性がある場合は、それぞれと丁寧なコミュニケーションを図るよう要請する。

（回答）

府立労働センターについては、条例に定められた目的に沿って、指定管理者により適切な運営がなされていると考えております。

府としては、外部委員による委員会によるモニタリング等を通じて、適切な運営がなされるよう随時点検し、必要があれば指定管理者に対応を求めてまいります。

次に、同センターの入居団体への情報提供については、センター本館・南館の入居団体が集う「エル・おおさか入館団体連絡会」において実施しているところであり、今後とも、このような場を活用し、必要に応じ情報提供に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

X. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕

1. 『大阪社会労働運動史』第10巻頒布・活用に向けた協力要請

2024年7月に発刊した『大阪社会労働運動史』第10巻を以て、このシリーズは完結した。今後は本シリーズから派生するさまざまな歴史書（デジタル版を含む）などを作成していく予定となっている。これら関連情報を大阪府の行政に役立て、府民を始めとする一般の人々に広く活用されることを要望する。ついては、大阪府には本書の意義を府民に周知するべく広報への協力を要請する。今後開催を予定する関連イベントについて大阪府の労働関係情報メールマガジン等でも広報されるよう要請する。

（回答）

大阪の社会労働運動の歴史を記録し、集大成した「大阪社会労働運動史」は、貴重な資料であると考えおり、この度、新たに購入し、業務での活用を行っているところです。

また、関連イベント等についてもメールマガジン等を活用した周知に努めていきます。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

X. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕

2. 大阪産業労働資料館（愛称エル・ライブラリー）への協力要請

(1) エル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）は、個人・労組・企業等からの寄付により運営を続けている。しかし、寄付者と金額が増えても、収入増加分は家賃の値上げ（減免措置の廃止）によって吸収されてしまい、また 2022 年度からの共益費の大幅増額が財政基盤に打撃をうけている。減免措置の復活について検討を求める。

（回答）

エルおおさか本館（行政財産）の使用料は、大阪府公有財産規則等で、その基準が定められています。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

X. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕

2. 大阪産業労働資料館（愛称エル・ライブラリー）への協力要請

(2) 雇用推進室において実施される各種セミナーに関連付けて、情報収集のための施設としてエル・ライブラリーが存在していることを広く府民に周知すること。また、エル・ライブラリーの資料を各種セミナーにおいて活用されるようを要請する。具体的には、①ライブラリーの研修用DVDを活用できることを企業に周知する、②セミナーで利用したDVDについてはセミナー後にエル・ライブラリーに無償貸与し、府民への活用を図る、③労務管理の先進事例や賃金体系等の参考文献がエル・ライブラリーで閲覧複写可能であることを周知する。ことを要請する。

（回答）

「大阪産業労働資料館 エル・ライブラリー」については、(公財)大阪社会運動協会と連携・協力する中で、同協会が所有・収集する社会労働運動資料等を、雇用推進室内各課に周知し、それぞれの事業等において、エル・ライブラリーの活用が促進されるよう、周知に努めていきます。

また、府民及び館内入居団体への周知に加え、資料の利用・収集が促進されるよう、指定管理者に対し、エル・おおさか1階ロビーへのエル・ライブラリー案内掲示板の設置スペースの確保を依頼し、来館者や入館者への周知、利用促進を、引き続き図っていきます。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

X. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕
 2. 大阪産業労働資料館（愛称エル・ライブラリー）への協力要請
 (3) エル・おおさか南館の書庫移転について、数万冊の資料を除籍・移管したため、その整理が落ち着くのにまだ数年かかる見込みである。今後とも移転先の十分なスペースを提供するよう要請する。

（回答）

エル・おおさか南館の書庫移転に当たり、ご理解、ご協力をいただき無事に移転することができました。
 移転先スペースにつきましては、引き続きご利用いただけるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1 近畿労働金庫との政策的な協働について

（１） 協同組合への持続的支援

2023 年 11 月の国連総会において、2025 年を 2012 年度に続き 2 回目の国際協同組合年とすることが宣言された。この宣言は「社会開発における協同組合」と題する国連決議の中で行われたもので、協同組合の取組みをさらに広げ進めるため、また、SDG s の実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高めるために、国連、各国政府、協同組合がこの機会を活用することを求めている。

近畿労働金庫が参画している「大阪府協同組合・非営利協働セクター連絡協議会」でも、この機会を活用し、協同組合と N P O 等の非営利協働セクターが相互に連携した取組みを進めていく予定である。その取組みの一環として、関西大学商学部、摂南大学農学部において、各協同組合の実践者を講師として、大学生に対し講義をおこなっている。

日本政府の SDGs 実施指針では、SDGs の目標達成において協同組合が果たす役割に大きな期待が寄せられており、具体的な施策として高等教育までの間に、協同組合の基礎知識を深めることが大切であると認識する。

については、学校教育における協同組合に関する教育施策の充実について、検討するよう要請する。

（回答）

高校では、公民科において、社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者として必要な公民としての資質の育成をめざしています。

公民科の必修修科目である「公共」において、企業の種類として、組合企業（生活協同組合や農業協同組合など）があることについて学ぶなど、今後とも、経済活動の在り方について理解を深める教育を行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1 近畿労働金庫との政策的な協働について

（２）財形貯蓄制度の普及に向けた支援

「中小企業のまち」大阪では、中小企業勤労者の福祉対策の充実が必要と考える。しかしながら中小企業における「財形貯蓄」の普及は十分といえない。また、NPO法人や社会福祉法人では福利厚生制度が十分でなく、職場への定着という点では課題がある。また、いわゆる非正規で働く労働者には福利厚生制度が適用されないケースも少なくない。

労働金庫は、「財形貯蓄」を柱に勤労者の福祉向上に貢献し、消費者教育の視点からも財形制度の一層の発展と利用促進を図っていくことが重要と考える。

大阪府においても、勤労者のライフプランづくりと生活の安定に向けて、「財形貯蓄」の一層の普及促進に向けた支援を引き続き要請する。

（回答）

財形制度の普及は、労働者福祉の向上に重要であることから、大阪府としては、「勤労者財産形成促進制度（財形制度）」に関するホームページを設け、周知に努めているところであり、引き続きその周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（3）消費者教育セミナー開催に係る多面的な支援

昨今、インターネットにおける高額な契約や、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘、そして、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、これまで可能であった未成年者取消権の行使ができなくなるなど、若者におけるマネートラブルが懸念されており、学校での消費者教育が求められている。特に成人年齢の引下げられたことにより、若年層（特に高校生）に対する消費者教育が必要と認識している。

近畿労働金庫では、第9次中期経営計画において、（一社）大阪労働者福祉協議会の構成団体である労働組合と連携した「金融リテラシーの向上」、大学生協などと連携した「高校生・大学生への金融教育の実施」を計画しており、金融教育を通じた役割を発揮することとしている。

これらセミナー（講習会）開催にあたっては、多面的な支援が必要であり。大阪府においては、企業への実施要請や実施費用・広報等の具体的な支援を要請する。

（回答）

消費者教育は、消費者が自主的・合理的に判断、行動できる自立した消費者となるとともに、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画していく消費者を育成するという視点を持って、体系的、総合的に推進していく必要があります。

府では、事業者が従業者等に対して消費者教育を行うにあたって参考となるよう、消費者に必要な基礎知識、消費者問題に関するトラブル事例の紹介や毎年度の相談概要等を府ホームページに掲載するなど、情報提供等の支援を行っているところです。また、府民の金融リテラシーの向上のため金融経済等に関する講演会開催や学校現場で金融教育の支援を行う大阪府金融広報委員会、金融経済教育推進機構へ協力を行っています。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（４）「共生事業」施策の広報活動への協力

大阪府で2014年1月に策定された「大阪府府民協働促進指針」では、地域の多様な担い手が連携・協力しあって地域課題の解決に取り組む重要性が示されている。

近畿労働金庫においても、「共生促進事業」として、非営利・協同セクターと協働しながら、さまざまなプログラム展開をしている。2024年度も引続き、「女性に対する暴力をなくす運動」関連セミナー（11月開催予定、主催：大阪府、共催：連合大阪・認定NPO法人いくの学園・近畿労働金庫）などを実施予定である。

こうした「共生促進事業」施策の実施にあたり、広報活動、各種企画への後援や支援を要請する

（回答）

大阪府では、地域課題の解決に向けて、地域に存在する様々な団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を発揮し、助け合い、支えあう共助社会の実現をめざし、「大阪府府民協働促進指針」に基づき取組を進めています。

貴団体が取り組んでおられる「共生促進事業」は、地域の課題解決に資する意義あるものであり、本府がめざす共助社会の実現に寄与するものと認識しております。

大阪府としましては、引き続き、広報活動、各種企画への後援や支援を進めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部男女参画・府民協働課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

(5) 近畿勤労者互助会への幅広い支援

近畿勤労者互助会（愛称：コミュニティネットきんき）は、近畿ろうきん・こくみん共済 coop、労福協などの勤労者自主福祉事業団体と協力し、近畿 2 府 4 県のエリアに勤務・お住いの勤労者のための福祉ネットワーク、福利厚生事業を行っており、近畿ろうきん・こくみん共済 coop の案内をはじめ、ライフサポートセンター事業（労働相談・生活相談、ボランティア情報など）の紹介などの福利厚生事業を行っている。

大阪府においても、引き続き「近畿勤労者互助会」が行う各種事業について、大阪府関係先機関への情報提供と可能な事業委託を検討する等、幅広い支援を要請する。

（回答）

「近畿勤労者互助会」の福利厚生事業など、労働者福祉の向上に資するものについては、これまでと同様に依頼等に基づき関係先への情報提供に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

2. こくみん共済 coop 〈全労済〉大阪推進本部事業への支援・協力について

（1）「防災・減災の取り組み」への支援・協力

①弊会では「こくみん共済 coop SDGs 行動宣言」を制定し、様々な自然災害から組合員の暮らしや地域社会を守る取り組みを展開している。

本年においても、「防災・減災イベント」の開催を予定しており、引き続き発生が予想される大規模災害に対して、大阪府下の組合員やそのご家族の皆さまの「防災・減災の意識向上（自助）」に努めながら、地域の人々が「たすけあう社会の実現（共助）」にむけた啓発活動に努めることとしている。

それにあたり、イベントへの後援名義使用および情報提供への理解、協力を要請する。

（回答）

防災イベント等に係る本府後援名義の使用承認については、事業の内容が防災・危機管理行政の施策の推進に寄与するものであるか、営利を主たる目的として運営されるものでないかなどを総合的に勘案した上で、決定することとしています。

なお、本年度、こくみん共済 coop 〈全労済〉が主催された防災啓発イベント「もしも FES 大阪 2024」につきまして、大阪府は後援させていただきました。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 防災企画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

2. こくみん共済 coop <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について

（１）「防災・減災の取り組み」への支援・協力

②弊会では、小学校入学直後の 7 才の交通事故が多いという社会課題に着目し、未来ある子どもたちを交通事故から守る取り組み、「7 才の交通安全プロジェクト」を全国展開のうえ、大阪府下でも積極的に展開している。

具体的には、共済の普及推進に絡めて、協力団体とともに「横断旗」を大阪府下の小学校や自治体等へ寄贈し、交通事故防止の取り組みに繋げている。あわせて、同寄贈の際には、過去に交通事故が起こった場所が表示される「私のまちの 7 才の交通安全ハザードマップ」についても情報提供し、さらなる注意喚起に努めている。

今後も、これらの取り組みをつうじて、啓発活動の継続実施をおこなうため、各種ツール提供への理解、協力を要請する。

（回答）

大阪府では、各季の交通安全運動等の事故防止運動を通じて、交通ルール遵守の呼びかけやマナー向上などの広報啓発に取り組んでおります。また、学校や自治会等へ交通安全指導員を派遣し、交通安全教室を行うなどの交通安全教育も行っているところです。

貴協議会の構成団体であるこくみん共済 coop<全労済>大阪推進本部におかれましても、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する事業連携協定に基づき、相互に協力しながら広報啓発活動を進めており、今後も引き続き、取組みを推進してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

2. こくみん共済 coop <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について

（2）「社会・地域貢献の取り組み」への支援・協力

①弊会では、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念のもと、こくみん共済 coop SDG s 行動宣言の重点課題である「防災・減災」「共創による社会づくり」「子どもの健全育成の取り組み」を中心に、地域の様々な課題に取り組んでいる。

大阪府における府民の安全・安心で豊かに暮らせる社会の実現を目指した取り組みは、弊会の理念とも共有させていただけるものと考えている。

各事業実施にあたり、支援活動（寄付金の交付）を通じて予算の有効活用による積極的な取り組みと、その内容に関する情報提供を引き続き要請する。

（回答）

【府民文化部】

全大阪労働者共済生活協同組合より寄附をいただいている「女性基金」につきましては、平成3年度に男女平等の推進に要する経費に充てるため設置したものです。府民の皆様方からの寄附金を基金に積み立て、男女共同参画や女性の自主的な活動等を支援するため、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）で行う事業に活用しています。

具体的には、女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリングを通じ、必要な援助と解決のためのサポートを行う相談事業など、男女共同参画社会の実現に向けた事業を実施しています。

なお、事業の実施や取組についてはホームページ等に掲載するなど、広く府民の皆さまに情報提供しています。

今後とも、貴団体をはじめ、府民の皆さまや様々な団体等からの寄附金を有効に活用しながら、積極的に事業推進を図ってまいります。

【教育庁】

公益財団法人大阪府育英会では、平成26年度に給付型奨学金「大阪府育英会夢みらい奨学金」を創設しました。この奨学金は、府民からの寄附金を活用し、経済的な理由により学習環境に恵まれない中であっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している創造性豊かな高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図ることを

目的としたものです。

全大阪労働者共済生活協同組合からの寄附金につきましては、「大阪府育英会夢みらい奨学金」給付事業に活用しています。

なお、事業の実施や取組みについてはホームページ等に掲載するなど、広く府民の皆さまに情報提供しています。

今後とも、府民の皆さまやさまざまな団体等からの寄附金を有効に活用しながら、積極的に事業推進をしてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部男女参画・府民協働課

教育庁 私学課

文 書 回 答

団体名（一般社団法人 大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

XI. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

2. こくみん共済 coop <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について

（2）「社会・地域貢献の取り組み」への支援・協力

②弊会では、1985 年から小学生を対象に「子ども絵画コンクール」を開催しており、今年度で第 40 回目を迎える。「私たちの花と緑の街」をテーマとして、次代を担う子ども達に自然環境保護の大切さを伝えること、そして絵を描くことを通して子どもたちに自然環境について考え関心をもってもらうことを目的に、社会貢献活動の一環として、子どもたちの豊かな心の成長を育む持続的な活動を展開している。

引き続き、後援名義使用および知事賞交付の許諾など理解、協力を要請する。

（回答）

【環境農林水産部】

「子ども絵画コンクール」については、府内の小学生を対象に、自然環境保護の大切さを感じてもらい、みどり豊かなまちづくりを絵画で表現してもらうことにより、子どもたちの健全育成をめざされており、その趣旨は大阪府のみどり行政の施策に合致するものであることから、例年、同コンクールには、後援名義の使用を承認させていただいているところです。令和 7 年度も申請いただきましたら、内容を確認の上、対応させていただきます。

【教育庁】

「子ども絵画コンクール」については、大阪府教育委員会後援名義の使用承認に関する事務取扱要綱に基づいて審査し、これまで後援名義の使用承認を行っております。

今後も引き続き適切に対応してまいります。

（回答部局課名）

環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課
教育庁 教育総務企画課